

資料 2

彦根市子ども・若者プラン

(第3期:令和7～11 年度)

10 月骨子案

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 本計画の対象	3
5 本計画策定に係る国の動向等について	4
第2章 彦根市の子ども・若者を取り巻く現状と課題	6
1 子ども・若者を取りまく状況	6
2 子ども・子育て、若者支援に関する市民の意識	28
3 第2期計画の進捗状況の評価	45
4 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く課題	50
第3章 計画の基本的な考え方	53
1 基本理念	53
2 基本的な視点	54
3 基本目標	54
4 施策体系	57
第4章 施策の展開	58
第5章 量の見込みと確保方策	59
○子ども・子育て支援制度の概要	59
1 教育・保育提供区域	61
2 子どもの将来人口推計	62
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	64
4 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みと確保方策	64
5 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進	64
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	64
第6章 指標	65
第7章 計画の推進に向けて	65
資料編	65
1 調査結果の総括と課題	65
2 彦根市子ども・若者会議条例	65
3 彦根市子ども・若者会議委員名簿	65
4 彦根市子ども・若者プラン策定経過	65
5 用語解説	65

※本計画では、制度、国の政策に関する箇所は「こども」とかな表記、その他は「子ども」と漢字を使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の出生数は、現在も減少を続けており、令和5年（2023年）の日本人の出生数は、72万7,277人（速報値）で、前年より4万3,482人減少しました。出生数が減少するのは8年連続で、統計開始以来、過去最少になりました。

国立社会保障・人口問題研究所が令和4年（2022年）に公表した予測では、日本人の出生数が80万人を下回るのは、2033年と推計していて、想定より10年以上早く少子化が進行しています。

このような急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、そのため、さらにきめ細やかな子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは社会全体の重要な課題となっています。

国においては、令和5年（2023年）4月にこども家庭庁が発足し、令和5年（2023年）12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示されました。地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくことが求められます。

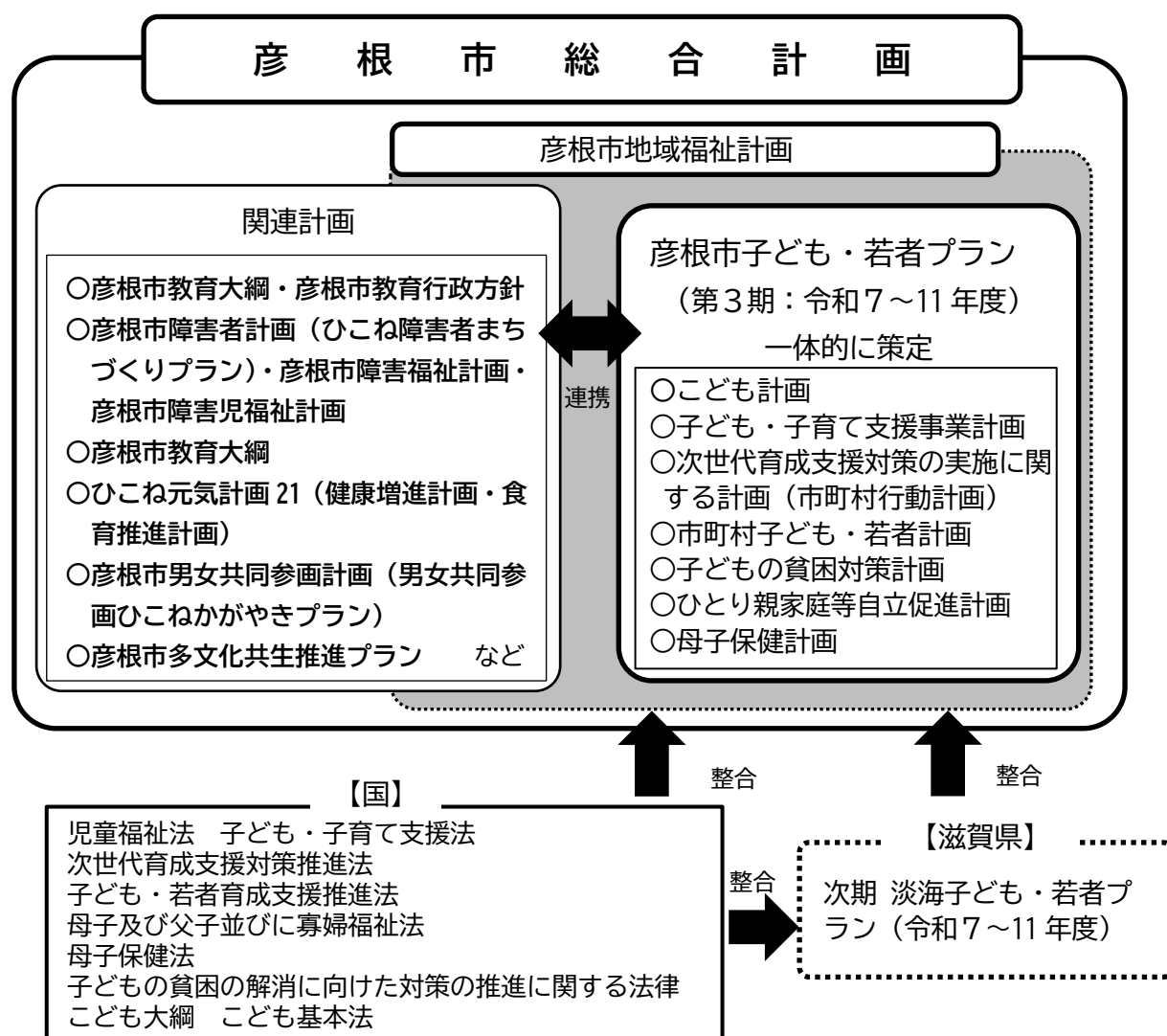
本市においては、令和2年（2020年）3月に「子ども・子育て関連3法」「次世代育成支援対策推進法」「子ども・若者育成支援推進法」「母子保健法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「こどもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいた「第2期彦根市子ども・若者プラン」を策定し、多様な子ども・若者支援施策を推進してきました。

このたび、「第2期彦根市子ども・若者プラン」が令和6年度（2024年度）末に終了することから、新たな国・県の制度や方針等を踏まえた上で、子ども・若者の意見を聴き、参加を得ながら、すべての子ども・若者の育ちが保障され、子どものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、こども計画と一体的に第3期彦根市子ども・若者プラン」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（令和6年改正）第10条に基づく「子どもの貧困対策計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画（母子家庭及び寡婦自立促進計画）」、母子保健法に基づく「母子保健計画」、また、新たにこども基本法第10条に基づく「こども計画」の7計画を一体的に策定します。

また、この計画は、市の最上位計画である「彦根市総合計画」と整合を図るとともに、福祉分野の上位計画である「彦根市地域福祉計画」、子どもと子育てを取り巻く福祉、保健、教育などの各分野における「彦根市障害者計画（ひこね障害者まちづくりプラン）・障害福祉計画・障害児福祉計画」「彦根市男女共同参画計画（男女共同参画ひこねかがやきプラン）」「ひこね元気計画21（健康増進計画・食育推進計画）」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て、若者支援の関連施策を推進していきます。



3 計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）を初年度として、令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、計画期間の中間時点である令和9年度（2027年度）に必要な応じて見直しを行うこととします。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	彦根市子ども・若者プラン （第2期：令和2年～6年度）					彦根市子ども・若者プラン （第3期：令和7年～11年度）				
			●中間 見直し		●改定			●中間 見直し		●改定

4 本計画の対象

本計画の対象は、市内の生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、すべての子ども・若者とその家族、地域住民、事業者とします。

本計画における「子ども」は18歳未満、「若者」は39歳までと定義します。なお、この定義には外国人住民を含みます。

5 本計画策定に係る国の動向等について

本計画は、新たにこども基本法第10条に基づく「こども計画」も含めたものとなります。こども基本法やその他の法改正等の動向は以下のとおりです。

(1)「こども基本法」の施行

令和5年(2023年)4月に「こども基本法」が施行されました。日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められました。

こども基本法（市区町村に関わる部分の一部抜粋）

（地方公共団体の責務）

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、**その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

（都道府県こども計画等）

第10条第2項

市町村は、**こども大綱**（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村における**こども施策についての計画**（以下この条において「市町村こども計画」という。）**を定めるよう努めるものとする。**

第10条第5項

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（設置及び所掌事務等）

第17条

こども家庭庁に、特別の機関としてこども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

第17条第2項第1号

こども大綱の案を作成すること。

附則

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正）

第7条

（前略）この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第8条第1項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正）

第9条第3項

こども基本法第9条第1項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第1項の規定により定められた大綱とみなす。

(2) 「こども大綱」の策定

令和5年(2023年)12月に「こども大綱」が閣議決定されました。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められています。

(3) こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)

少子化トレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策的な基本方針をとりまとめた「こども未来戦略(以下、本戦略という)」を閣議決定しました。基本理念として、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造や意識を変える、③全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の3つを掲げています。今後3年間は集中取組期間として、「加速化プラン」が実施されます。

少子化対策「加速化プラン」

①若い世代の所得を増やす

児童手当

- ☑ 所得制限撤廃 ☑ 支給期間3年延長(高校卒業まで)
- ☑ 第三子以降は3万円に倍増

高等教育(大学等)

- ☑ 授業料減免(高等教育の無償化)の拡大
- ☑ 子育て期の貸与型奨学金の返済負担の緩和
- ☑ 授業料後払い制度の抜本的拡充

出産

- ☑ 出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に引上げ
- ☑ 2026年度から、出産費用の保険適用などを進める

働く子育て世帯の収入増

- ☑ 106万円の壁を超えても手取り収入が逆転しない
- ☑ 週20時間未満のパートの方々→雇用保険の適用を拡大
- ☑ 自営業やフリーランスの方々→育児中の国民年金保険料を免除

住宅

- ☑ 子育て世帯が優先的に入居できる住宅
今後、10年間で計30万戸
- ☑ フラット35の金利を子どもの数に応じて優遇

②社会全体の構造や意識を変える

育休をとりやすい職場に

- ☑ 育休取得率目標を大幅に引上げ
- ☑ 中小企業の負担には十分に配慮/助成措置を大幅に拡充

育休制度の抜本的拡充

- ☑ 3才～小学校就学までの「親と子のための選べる働き方制度」を創設
- ☑ 時短勤務時の新たな給付
- ☑ 産後の一定期間に男女で育休を取得した場合の給付率を手取り10割に

③全ての子ども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援

切れ目なく全ての子育て世帯を支援

- ☑ 妊娠・出産時から0～2歳の支援を強化
- ☑ 伴走型支援:10万円+相談支援
- ☑ 「こども誰でも通園制度」を創設
- ☑ 保育所:量の拡大から質の向上へ
- ☑ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児

(4) 子ども・子育て支援法改正

令和6年(2024年)2月16日に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。改正内容は、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」、「子ども・子育て支援特別会計(こども金庫)の創設」、児童手当等に充てるための「子ども・子育て支援金制度の創設」とされています。

(5) 次世代育成支援対策推進法の改正

令和6年(2024年)5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法(次世代法)が改正され、法改正により、次世代法の有効期限が令和17年(2035年)3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られます。

第2章 彦根市の子ども・若者を取り巻く現状と課題

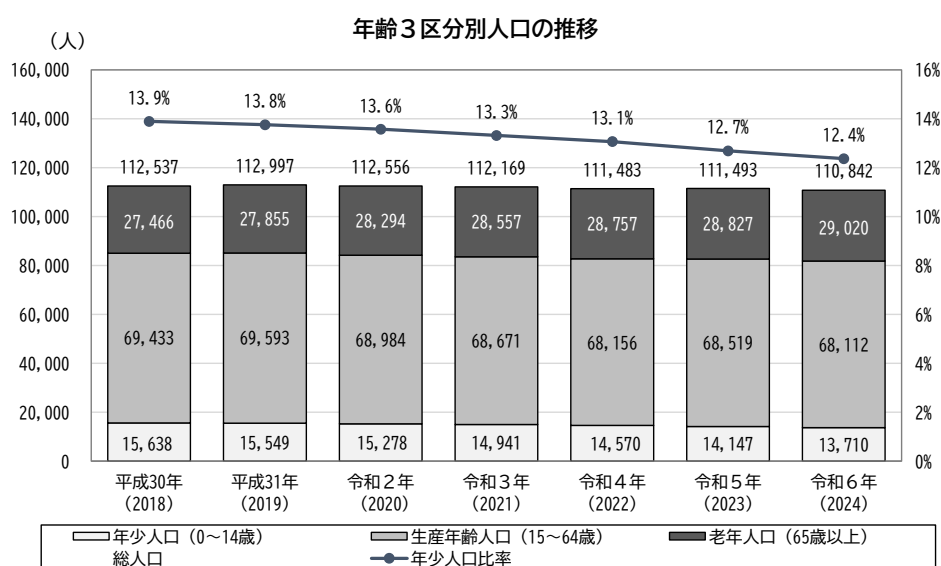
1 子ども・若者を取りまく状況

(1) 人口や世帯の状況

①人口の推移

本市の総人口は、令和6年（2024年）4月1日現在、110,842人で、平成30年（2018年）からの6年間で、1,695人（1.5%）減少しています。

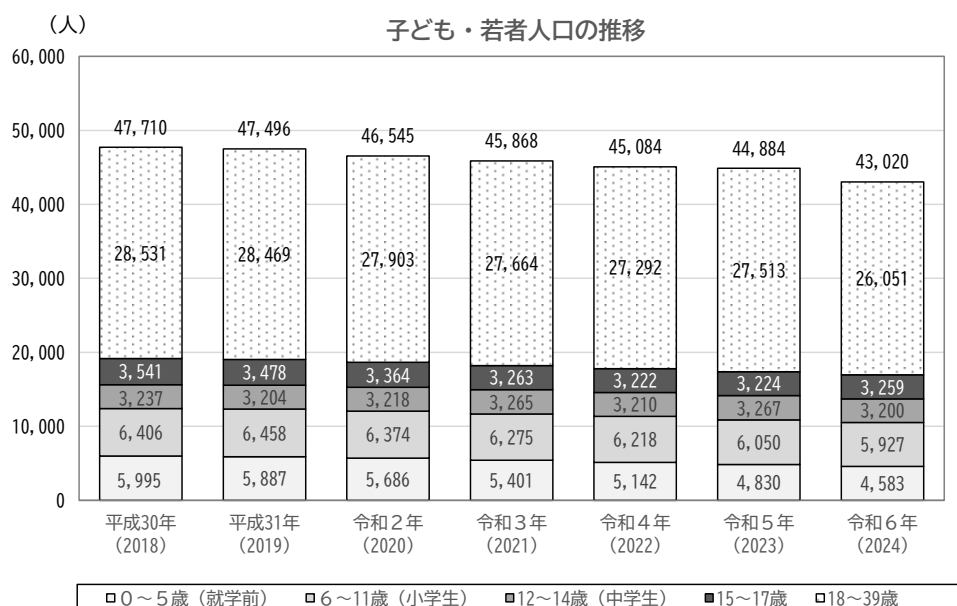
年齢3区分別の人口動向は、この6年間で老年人口（65歳以上）は1,554人（5.7%）増加している中で、生産年齢人口（15～64歳）は1,321人（1.9%）、年少人口（0～14歳）は1,928人（12.3%）減少しており、年少人口比率も12.4%となり1.5ポイント低下しています。



資料：「住民基本台帳」4月1日現在

②子ども・若者人口の推移

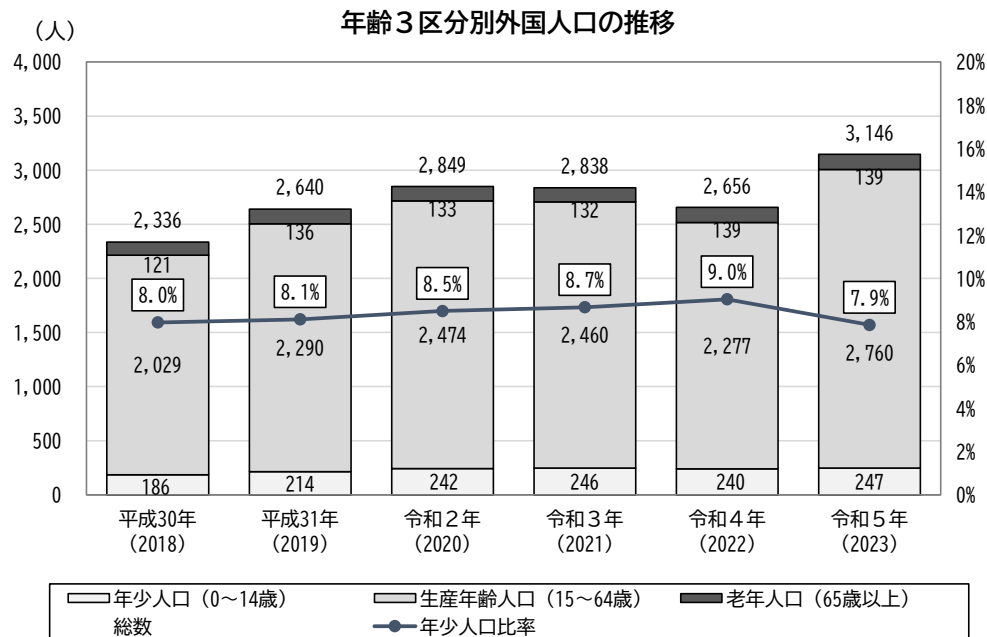
本市の子ども・若者の人口は、各年齢区分で概ね減少傾向となっています。



資料：「住民基本台帳」4月1日現在

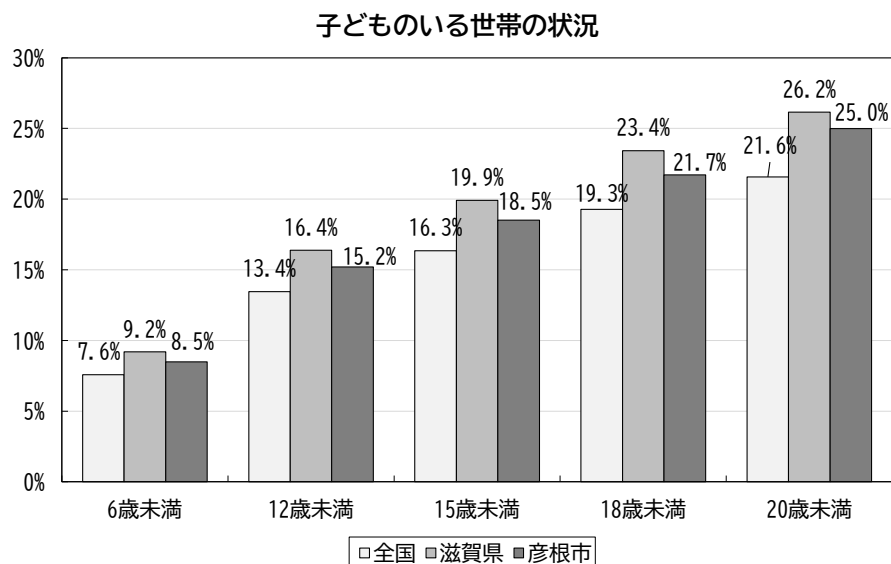
③外国人人口の推移

本市の近年の外国人人口は、令和4年（2022年）に一旦減少しましたが、概ね増加傾向で推移しており、令和5年（2023年）の年少人口は247人、年少人口比率は7.9%となっています。



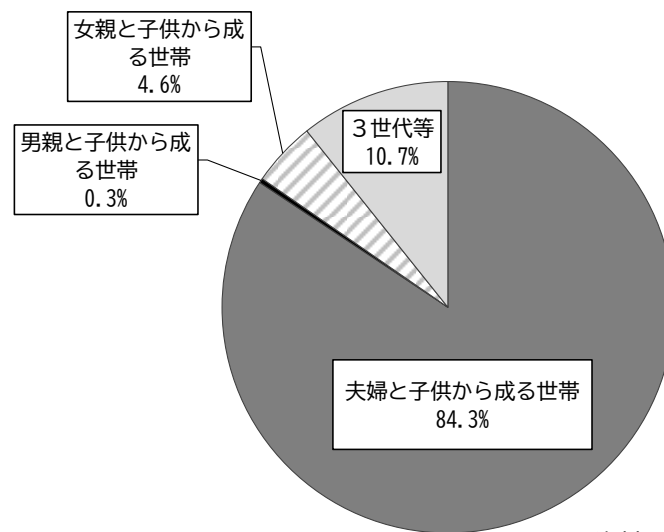
⑤子どものいる世帯の状況

子どものいる一般世帯の状況をみると、全ての子どもの年齢で見ても、全国水準は上回っているものの、滋賀県水準よりも低い割合となっています。



一般世帯の6歳未満の子ども（5,436人）のいる世帯は4,089世帯であり、84.3%が核家族となっています。

6歳未満の子どものいる世帯の状況



資料：「国勢調査」令和2年

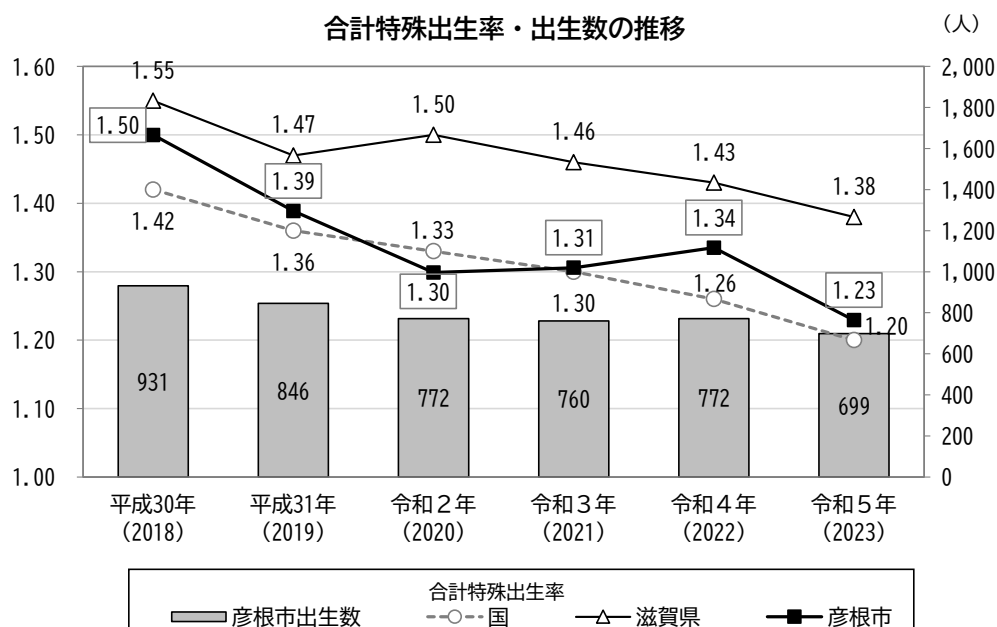
	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	48,137	111,769	5,436
6歳未満がいる世帯	4,089	16,370	5,436
核家族	3,650	13,948	4,843
夫婦と子供から成る世帯	3,448	13,354	4,598
男親と子供から成る世帯	13	32	16
女親と子供から成る世帯	189	562	229
3世代等	439	2,422	593

資料：「国勢調査」令和2年

(2) 出生の動向

本市の令和5年(2023年)の合計特殊出生率は、全国水準よりも高いものの、滋賀県水準に比べ低い1.23となっています。

年間あたりの出生数は、平成30年(2018年)の931人から令和5年(2023年)には699人と5年間で232人減少しています。

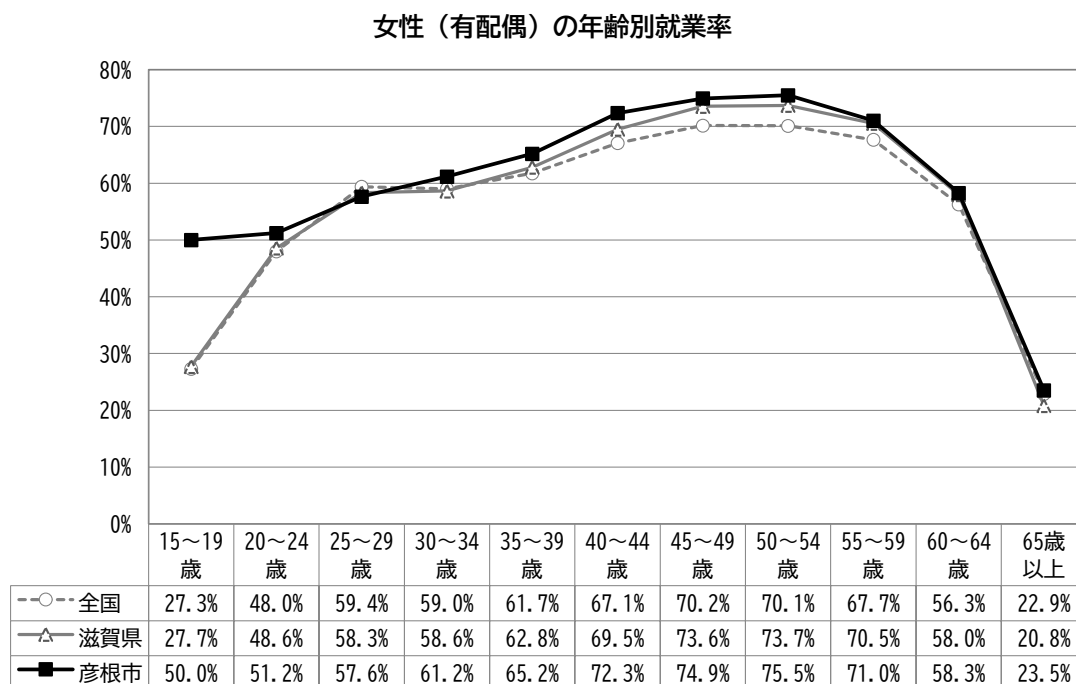


資料：出生数「人口動態統計」

合計特殊出生率(国、滋賀県：「人口動態統計」、彦根市：出生数、女性人口により独自算出)

(3) 女性の就労の状況

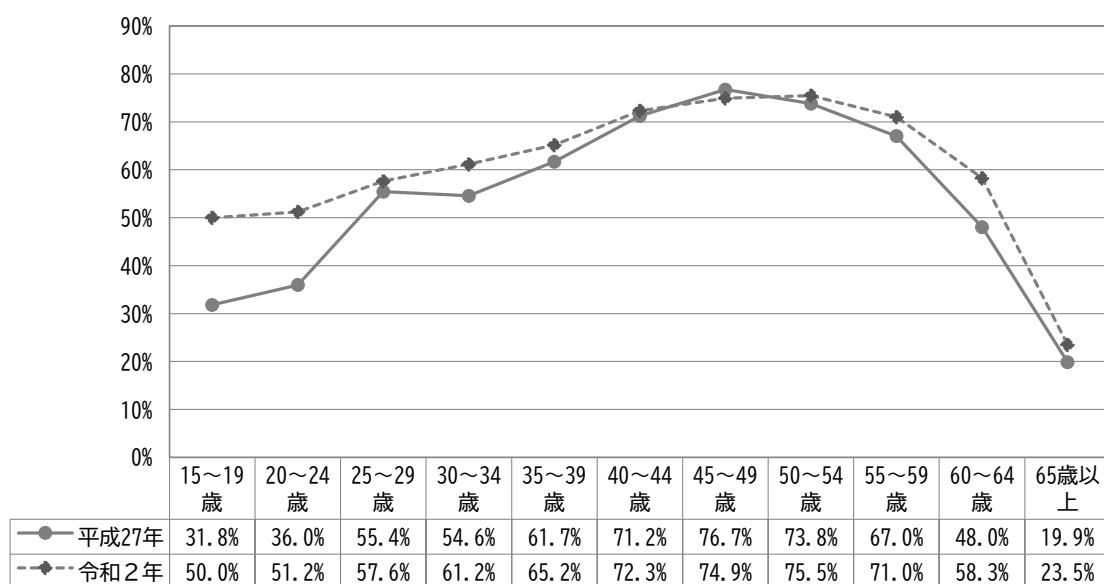
有配偶の女性の年齢階級別就業率をみると、25～29歳以外の年齢層において全国や滋賀県と比べてやや高い割合となっています。



資料：「国勢調査」 令和2年

本市における平成27年（2015年）と令和2年（2020年）有配偶の女性の就業率を比較すると、30～35歳において、令和2年（2020年）の値が平成27年（2015年）より6.6ポイント高くなっており、M字カーブは解消されています。

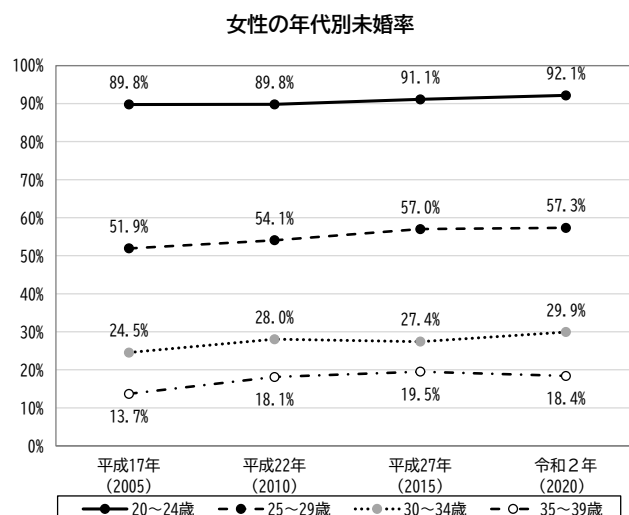
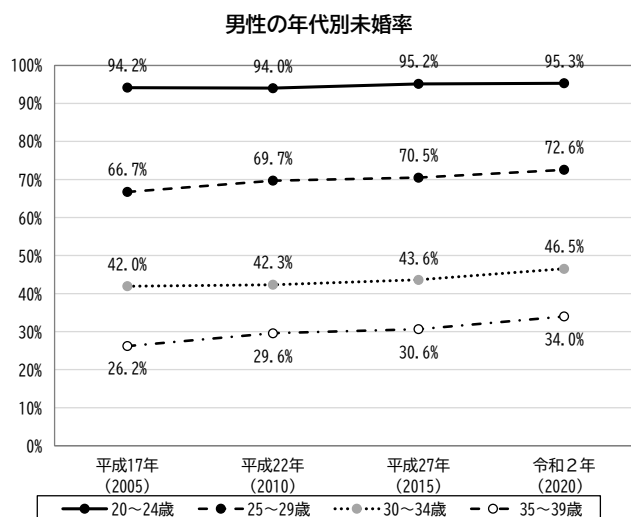
女性（有配偶）の年齢別就業率



資料：「国勢調査」

（４）未婚化の状況

本市の年代別未婚率は、男女ともに年々増加しており、令和2年（2020年）の25～29歳の女性の未婚率は57.3%、男性は72.6%で、平成17年（2005年）からの15年間で、男女ともに6ポイント程度上昇しています。



資料：「国勢調査」

(5) 保育・幼児教育の状況

①保育所等の利用者数と入所率

(単位：人)

【①保育所】		定員 (A)	入所児童数							入所率 (B/A)	定員 との差
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計 (B)		
1	市立西保育園	110	2	12	13	17	24	19	87	79.1%	-23
2	市立東保育園	120	3	11	15	20	27	26	102	85.0%	-18
3	市立ふたば保育園	140	2	15	18	24	27	29	115	82.1%	-25
公立 計		370	7	38	46	61	78	74	304	82.2%	-66
4	城南保育園	170	3	21	23	27	45	30	149	87.6%	-21
5	日夏保育園	80	2	9	12	14	18	15	70	87.5%	-10
6	花田保育園	60	2	9	11	13	13	14	62	103.3%	2
7	多景保育園	60	3	7	9	9	12	12	52	86.7%	-8
8	旭森保育園	150	3	12	17	32	45	39	148	98.7%	-2
9	鳥居本保育園	50	2	3	6	10	12	15	48	96.0%	-2
10	亀山保育園	60	3	9	8	11	15	14	60	100.0%	0
11	しあわせ保育園	90	3	12	18	18	23	23	97	107.8%	7
12	稲枝ふたば保育園	80	2	9	12	16	12	22	73	91.3%	-7
13	ことばき保育園	50	2	10	7	5	11	14	49	98.0%	-1
14	みづほ保育園	110	1	11	17	16	21	28	94	85.5%	-16
15	ノゾミ保育園	90	2	5	14	15	25	25	86	95.6%	-4
16	めぐみ保育園	90	4	12	17	19	17	19	88	97.8%	-2
17	るんびにー保育園	90	2	13	12	15	24	21	87	96.7%	-3
18	彦根乳児保育所	70	5	11	21	18			55	78.6%	-15
19	どんぐり保育園	90	3	11	14	17	17	15	77	85.6%	-13
20	森の子保育園	110	3	22	24	25	24	19	117	106.4%	7
21	旭森乳児保育園	45	6	14	13	7			40	88.9%	-5
22	レイモンド大藪保育園	90	5	14	16	17	17	18	87	96.7%	-3
23	ほいくえんももの家だいち	85	3	14	17	13	22	19	88	103.5%	3
24	こだまそよかぜ保育園	90	6	8	15	15	21	15	80	88.9%	-10
25	どんぐりけんだいまえ保育園	46	2	9	9	10	11	10	51	110.9%	5
26	ひこねさくら保育園	90	6	13	18	23	24	20	104	115.6%	14
27	ウェルネス保育園彦根	44	4	2	6	2	5	5	24	54.5%	-20
28	彦根かんがるー保育園	50		9	10	10	12	14	55	110.0%	5
29	アイグラン保育園 南彦根	60	5	10	11	12	14	6	58	96.7%	-2
民間 計		2,100	82	279	357	389	460	432	1,999	95.2%	-17
合 計		2,470	89	317	403	450	538	506	2,303	93.2%	-14

資料：彦根市資料（令和6年4月1日現在）

(単位：人)

【②認定こども園】 (2・3号(保育)認定)	定員 (A)	入所児童数							入所率 (B/A)	定員 との差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計 (B)		
30 市立平田こども園	90	5	12	16	19	22	24	98	108.9%	8
31 聖ヨゼフこども園	70	2	7	12	14	20	20	75	107.1%	5
32 ABC ENGLISH プリスクール	45			4	9	14	14	41	91.1%	-4
33 認定こども園ひかりの森	60		10	12	16	16	16	70	116.7%	10
金城こども園	109	8	20	15	16	15	8	82	75.2%	-27
合 計	159	10	30	22	21	26	22	131	82.4%	-21

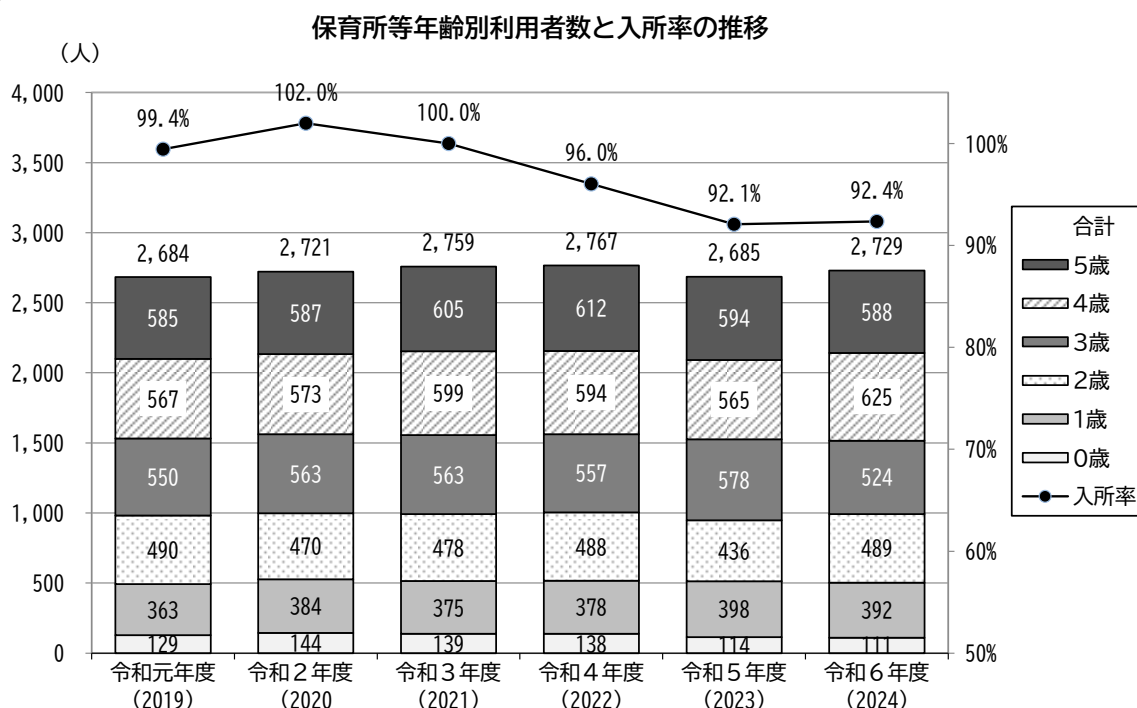
【③小規模保育事業所】	定員 (A)	入所児童数							入所率 (B/A)	定員 との差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計 (B)		
34 ほほえみ園	19	1	4	7				12	63.2%	-7
35 パレット	19	3	5	3				11	57.9%	-8
36 にこにこおひさま園	19		3	1				4	21.1%	-15
37 つばみ保育園	19	2	3	8				13	68.4%	-6
合 計	64	8	17	21	7	0	0	53	82.8%	-29

【④事業所内保育事業所】	定員 (A)	入所児童数							入所率 (B/A)	定員 との差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計 (B)		
35 かるがも保育所	35	1	11	8				20	57.1%	-15

	定員 (A)	入所児童数							入所率 (B/A)	定員 との差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計 (B)		
保育所全体 (①～④合計)	3,325	118	430	535	585	703	662	3,033	91.2%	292

資料：彦根市資料（令和6年4月1日現在）

定員に対する入所率は、令和2年度（2020年度）の102.0%をピークに、減少傾向となっています。



資料：彦根市資料（各年4月1日現在）

②幼稚園等の利用状況

(単位：クラス・人)

		区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	
			クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数
1	彦根幼稚園	3歳児	2	29	2	45	2	31	1	24	1	12	1	9
		4歳児	2	36	1	28	1	29	1	21	1	24	1	12
		5歳児	1	35	1	35	1	31	1	27	1	19	1	22
3	高宮幼稚園	3歳児	1	25	1	25	1	18	2	29	1	17	1	7
		4歳児	1	34	1	28	1	29	1	23	1	26	1	19
		5歳児	1	31	1	34	1	28	1	27	1	23	1	26
4	稲枝東幼稚園	3歳児	1	19	1	17	1	25	1	14	1	9	1	9
		4歳児	1	18	1	14	1	16	1	18	1	13	1	8
		5歳児	1	15	1	19	1	11	1	13	1	20	1	11
5	旭森幼稚園	3歳児	2	44	2	45	1	22	2	26	2	29	1	16
		4歳児	2	50	2	39	2	44	1	22	1	26	1	26
		5歳児	2	45	2	46	1	33	1	47	1	19	1	26
6	城北幼稚園	3歳児	1	22	1	18	1	17	1	13	1	14	1	8
		4歳児	1	22	1	22	1	17	1	19	1	10	1	12
		5歳児	1	20	1	22	1	22	1	19	1	20	1	10
7	金城こども園	3歳児	2	49	2	33	2	30	2	27	1	21	1	24
		4歳児	2	51	2	51	2	37	1	27	1	23	1	12
		5歳児	1	34	2	50	2	49	2	37	1	28	1	21
8	佐和山幼稚園	3歳児	1	25	1	27	1	22	1	20	1	15	1	15
		4歳児	1	32	1	28	1	32	1	26	1	19	1	15
		5歳児	1	35	1	28	1	29	1	33	1	25	1	18
9	城陽幼稚園	3歳児	1	24	1	25	1	26	1	20	1	18	1	16
		4歳児	1	31	1	28	1	24	1	29	1	20	1	15
		5歳児	1	22	1	32	1	27	1	24	1	30	1	19
10	平田こども園 (1号認定)	3歳児	2	36	2	36	2	35	2	35	2	32	2	28
		4歳児	2	42	2	40	2	39	2	33	2	37	2	28
		5歳児	2	41	2	36	2	34	2	39	2	39	2	35
11	聖ヨゼフ幼稚園 (1号認定)	3歳児	4	32	4	29	4	30	4	27	4	26	4	15
		4歳児		37		27		26		28		21		16
		5歳児		34		27		24		21		22		18
12	みどり幼稚園	3歳児	2	67	2	69	2	58	2	58	2	42	1	33
		4歳児	2	72	2	68	2	70	2	58	2	61	1	39
		5歳児	3	106	2	68	2	68	2	67	2	55	2	59
13	ひかりの森 (1号認定)	3歳児							1	6	1	6	1	6
		4歳児							1	2	1	5	1	6
		5歳児							1	5	1	2	1	5
14	ABC EN GLISH プリスクール	3歳児					5		6		5		6	
		4歳児					4		6		5		5	
		5歳児					2		4		8		4	

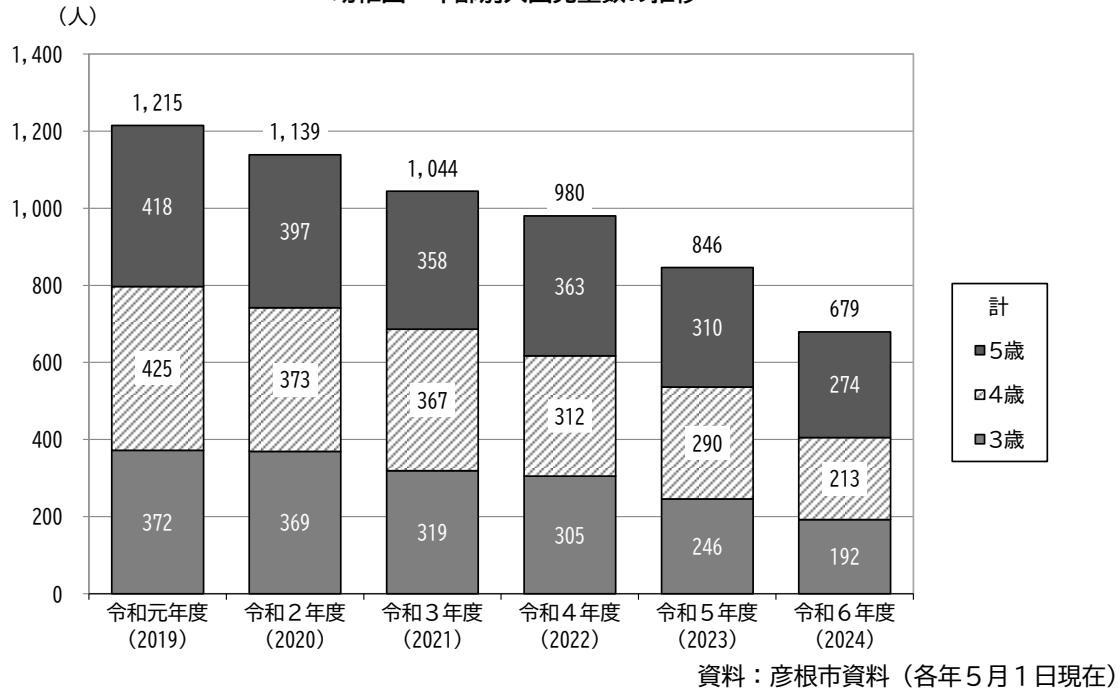
※金城幼稚園は、令和6年度に金城こども園に変更

※平田こども園は、1・2号同クラスで各2クラス

※聖ヨゼフ幼稚園は、1・2号同クラスで3～5歳縦割りクラスで計4クラス

資料：彦根市資料（各年5月1日現在）

幼稚園・年齢別入園児童数の推移



③認定区分別利用状況

彦根市の幼稚園・保育所等の利用状況を年齢別・認定区分別でみると、1号認定の利用率がほぼ一貫して減少している一方で、2号3号認定は、0歳以外は増加傾向となっています。

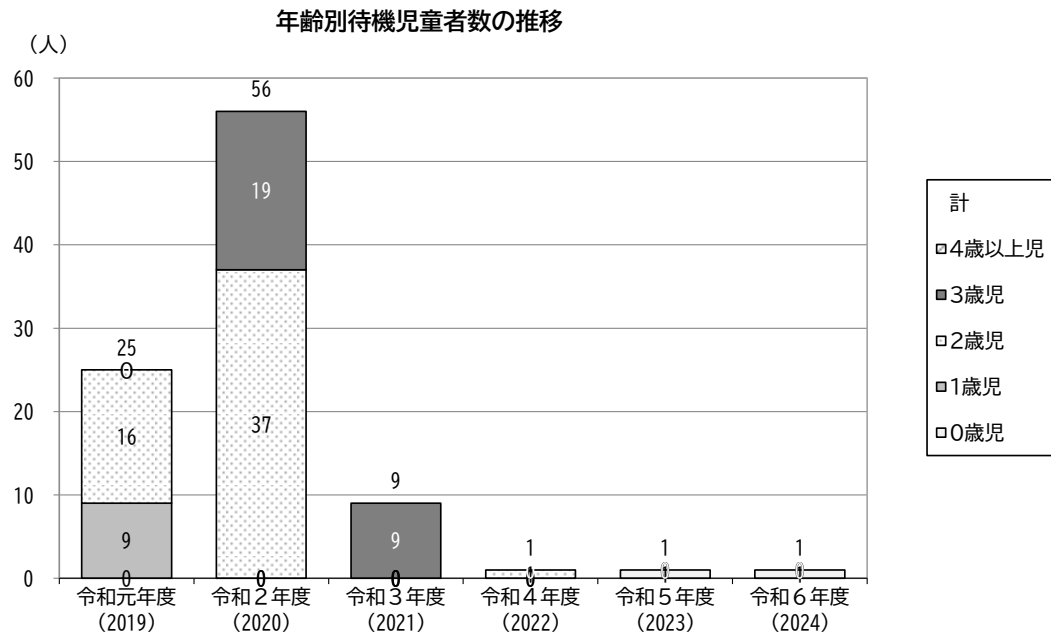
認定区分別利用児童数

			令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
利用者数 (人)	0歳		144	139	138	115	111
	1歳	3号認定	384	375	378	398	392
	2歳		507	478	489	436	489
	3歳	1号認定	369	314	299	241	192
		2号認定	582	572	557	578	524
	4歳	1号認定	373	363	306	285	213
		2号認定	573	599	594	565	625
	5歳	1号認定	397	356	359	302	274
		2号認定	587	605	612	594	588
利用率	0歳		16.9%	18.3%	17.8%	16.7%	16.6%
	1歳	3号認定	41.6%	43.5%	50.6%	51.1%	56.2%
	2歳		54.5%	52.5%	57.1%	59.5%	63.7%
	3歳	1号認定	37.3%	34.1%	33.9%	28.4%	26.4%
		2号認定	58.8%	62.1%	63.1%	68.0%	72.1%
	4歳	1号認定	38.0%	37.3%	33.5%	32.6%	25.0%
		2号認定	58.4%	61.6%	65.0%	64.7%	73.4%
	5歳	1号認定	39.3%	36.6%	37.2%	33.4%	31.4%
		2号認定	58.2%	62.2%	63.4%	65.6%	67.43%

資料：彦根市資料（1号認定利用者数は各年5月1日現在、2・3号認定利用者数は4月1日現在）

④待機児童数

待機児童数は、令和2年度（2020年度）に56人にまで増加していましたが、その後は減少し、令和4年度（2022年度）以降は0歳児が1人のみとなっています。

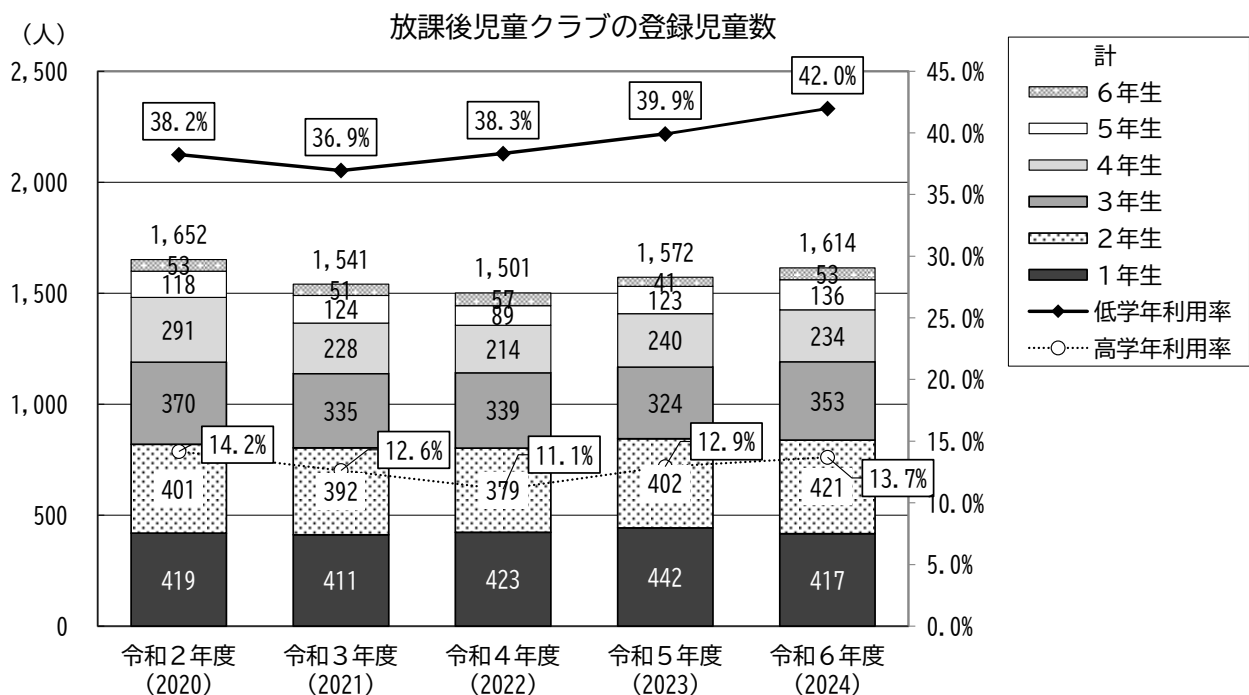


資料：彦根市資料（各年4月1日現在）

（6）放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの登録児童数は、令和4年度（2022年度）以降は増加傾向となっています。

令和6年度（2024年度）の児童数における放課後児童クラブの利用率は、低学年は42.0%で令和2年度（2020年度）からの5年間で3.8ポイント増加、高学年は13.7%で同期間で0.5ポイント減少しています。

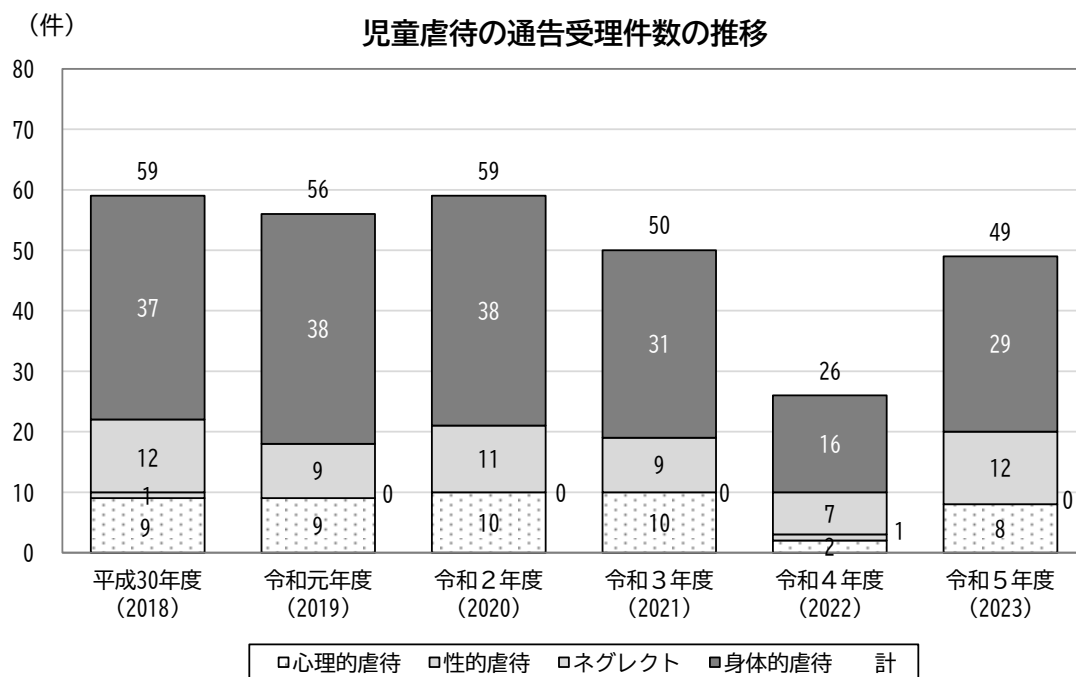


資料：彦根市資料（各年4月1日現在）

(7) 児童虐待の状況

本市の児童虐待通告受理件数の推移については、平成30年度(2018年度)から令和3年度(2021年度)までは50件台で増減を繰り返しながら推移していましたが、令和4年度(2022年度)は26件と大きく減少しています。

種類別件数については、毎年度身体的虐待が最も多く、全体の過半数を占めています。次いで性的虐待が多くなっています。

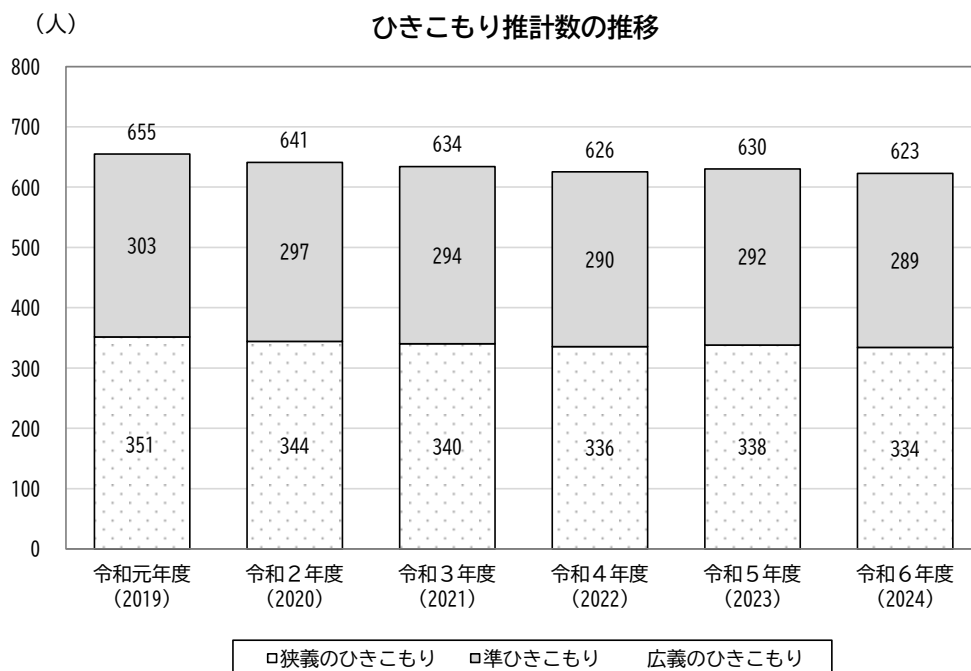


資料：彦根市資料

(8) ひきこもりの状況

①推計数

ひきこもりの推計数について、内閣府が令和4年(2022年)11月に実施した「若者の生活に関する調査」に基づきひきこもりの推計値を算出したところ、本市におけるひきこもりの推計数の推移を見ると、若年人口が減少していることから、減少傾向となっています。



資料：彦根市資料 (住民基本台帳人口15～39歳までにに基づく「ひきこもり推計数」)

注) 各年4月1日の住民基本台帳人口、内閣府令和4年11月度調査結果から推計

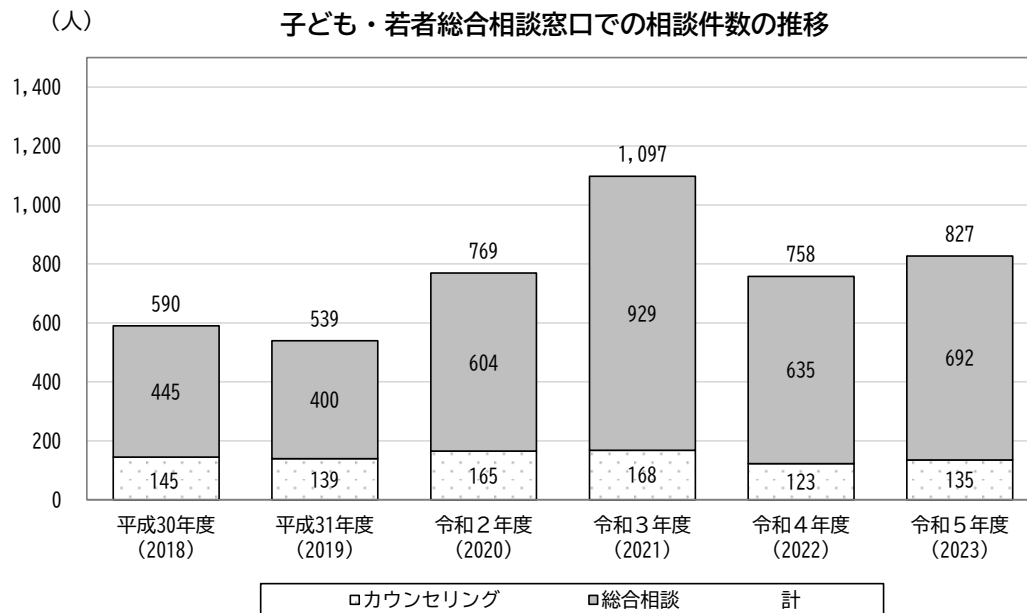
注) ひきこもりの割合から算出したものであり、端数処理を行った都合上、①と②の計と、③の数値は一致していません。

■内閣府「若者の生活に関する調査(令和4年11月)」結果

①狭義のひきこもり 1.10%	0.74% ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
	0.36% 自室からは出るが、家からは出ないまたは 自室からほとんど出ない
②準ひきこもり	0.95% ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
③(狭義+準) 広義のひきこもり	2.05% (合計)

②彦根市子ども・若者総合相談窓口での相談件数

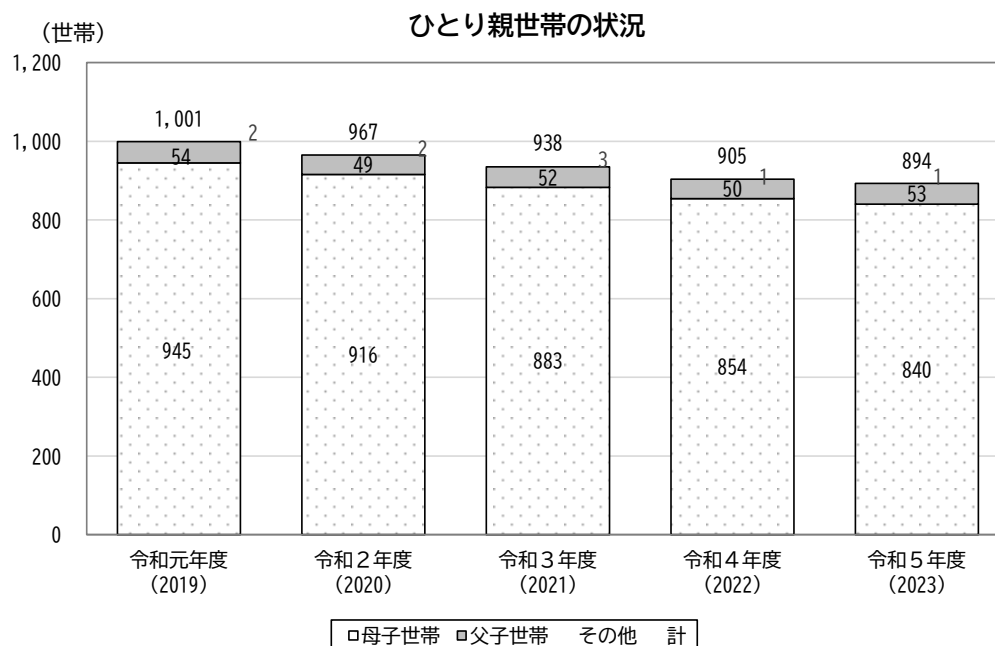
平成28年(2016年)10月に開設された彦根市子ども・若者総合相談窓口における相談件数は、令和5年度(2023年度)はカウンセリングと総合相談を合わせ827件となっています。



資料：彦根市資料

(9) ひとり親家庭の状況

本市のひとり親世帯の状況をみると、9割以上を母子世帯が占めており、母子世帯数、父子世帯数ともに概ね減少傾向で、令和5年度(2023年度)では母子世帯は840世帯、父子世帯は53世帯となっています。



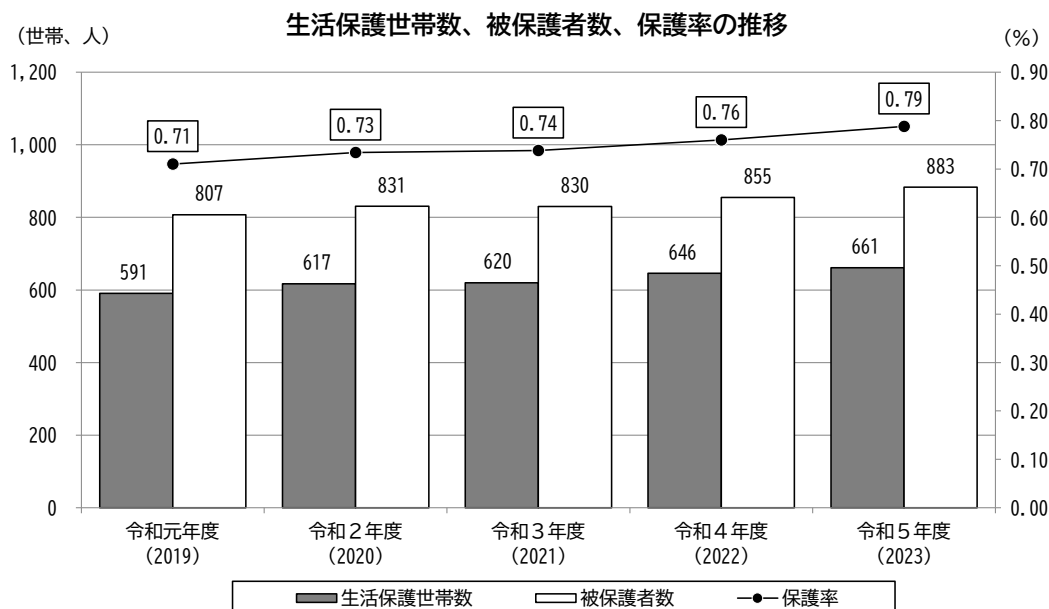
資料：彦根市資料

(10) 支援・経済状況及び保護者の就労状況

① 生活保護の受給状況

ア 生活保護受給世帯数の状況

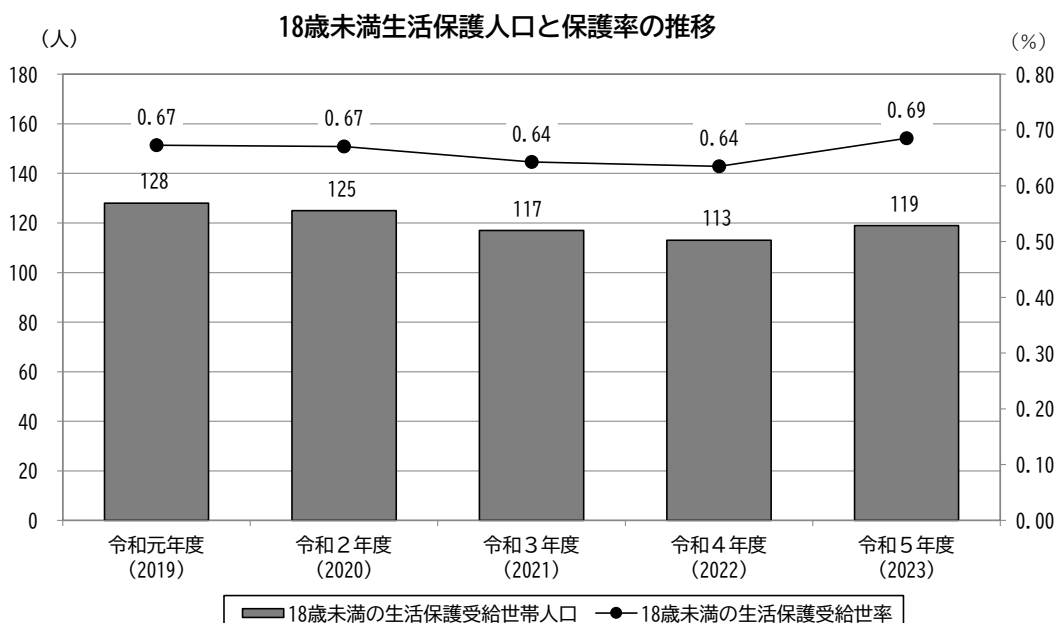
本市の生活保護受給世帯数及び生活保護受給率を見ると、受給世帯数、受給率ともに概ね増加傾向となっており、令和5年度（2023年度）では生活保護受給世帯数は661世帯、被保護者数は883人、保護率は0.79%となっています。



資料：彦根市資料

イ 18歳未満の生活保護受給世帯人口の状況

本市の生活保護受給世帯に属する18歳未満人口と18歳未満生活保護率を見ると、人口、受給率ともに令和元年度（2019年度）以降は減少傾向となっていました、令和5年度（2023年度）に増加に転じ、18歳未満生活保護受給世帯人口は119人、保護率は0.69%となっています。



資料：彦根市資料

②児童扶養手当の状況

本市の児童扶養手当受給資格者数と受給者数を見ると、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）まではどちらも減少傾向で推移しています。

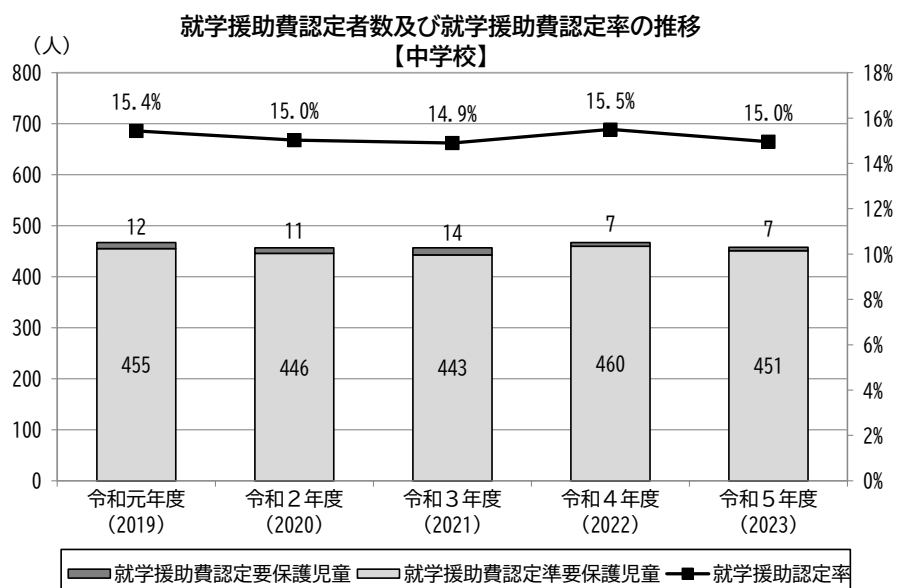
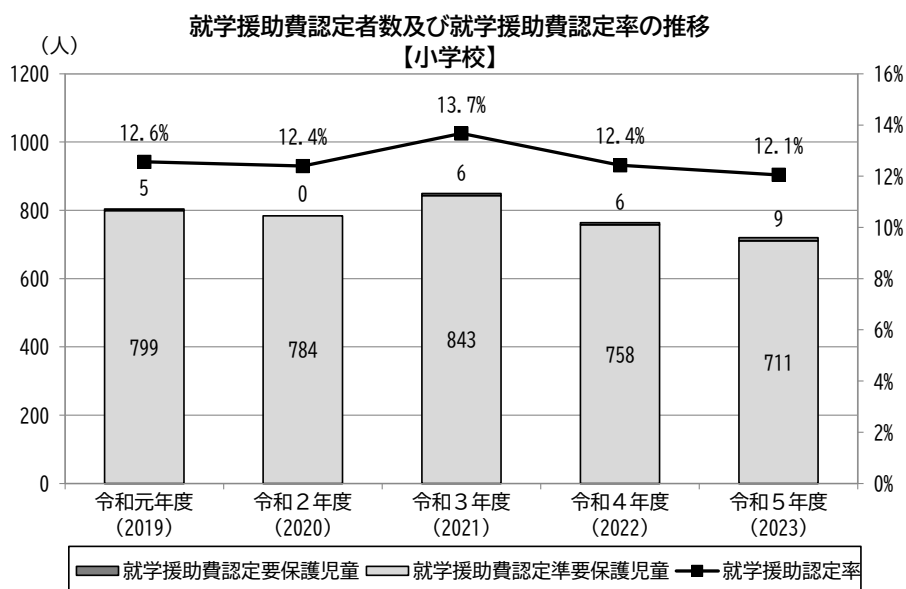
	令和元年度 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
児童扶養手当受給資格者数	1,001	967	938	905	894
児童扶養手当受給者数	845	828	804	753	725

注）受給資格者数には、児童扶養手当全部支給額停止を含む。

資料：彦根市資料

③就学援助の状況

本市の就学援助費認定者数及び就学援助費認定率を見ると、小学校では令和3年度（2021年度）の認定率の13.7%をピークに減少しており、令和5年度（2023年度）は12.1%となっています。一方、中学校では、認定者数・認定率ともに横ばいで推移しています。



注）就学援助費認定者数は、生活保護受給世帯の修学旅行費もしくは高等学校等入学支度金の認定者数。

資料：彦根市資料

④学校給食費の滞納状況

本市における学校給食費については、令和3年度（2021年度）にやや改善したものの、令和5年度（2023年度）は0.48%となっています。

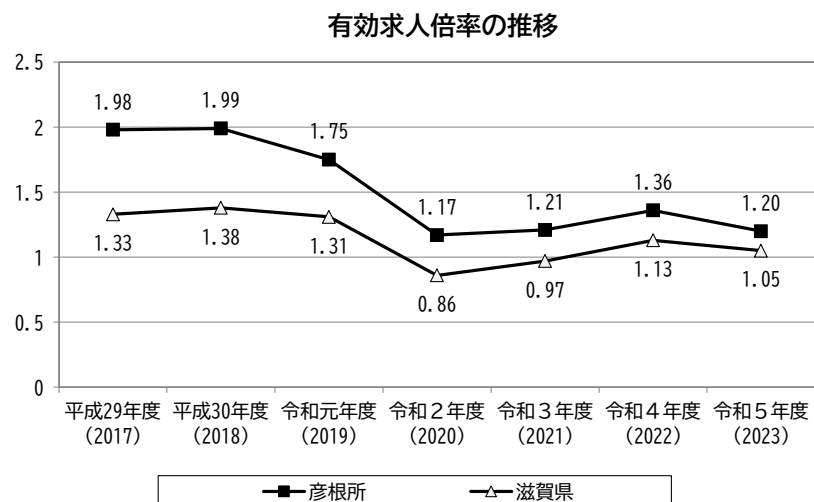
(単位%)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小学校	0.18%	0.19%	0.45%	0.36%	0.52%	0.48%
中学校	0.57%	1.57%				

注) 令和2年度から公会計化により、小学校と中学校を合わせた値
資料：彦根市資料

⑤有効求人倍率

ハローワーク彦根が所管する圏域（以下、「彦根署」という。）における有効求人倍率をみると、いずれの年も滋賀県よりも高い値で推移しており、令和5年度（2023年度）は、1.2倍となっています。

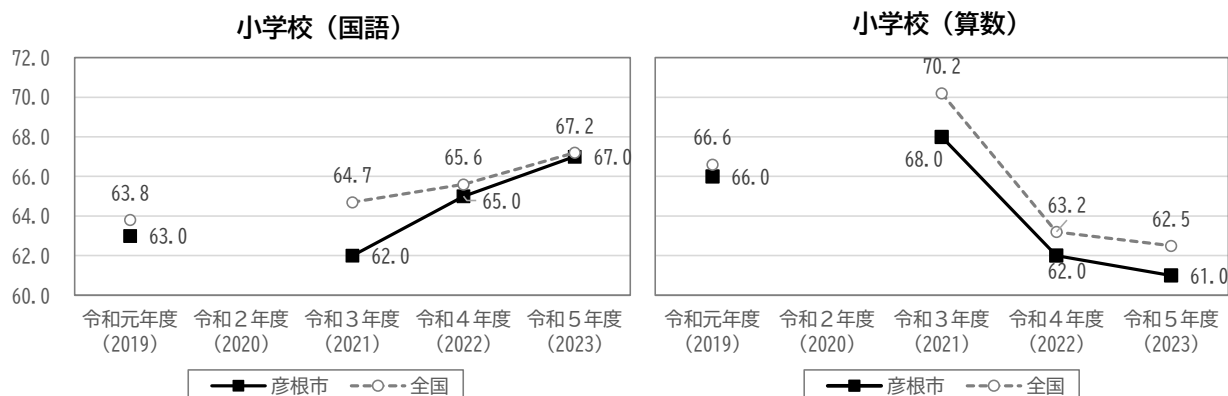


注) 有効求人倍率は、有効求職者数に対する有効求人数の割合。
資料：「滋賀県労働局統計」

(11) 子どもの学習・学校教育の状況

①全国学力・学習状況調査の状況

全国学力・学習状況調査での平均正答率を見ると、本市の小学校では、全国平均値を下回って推移しており、正答率の差は令和3年度（2021年度）は2教科合わせて2.5点でしたが、その後は1点以内となっています。

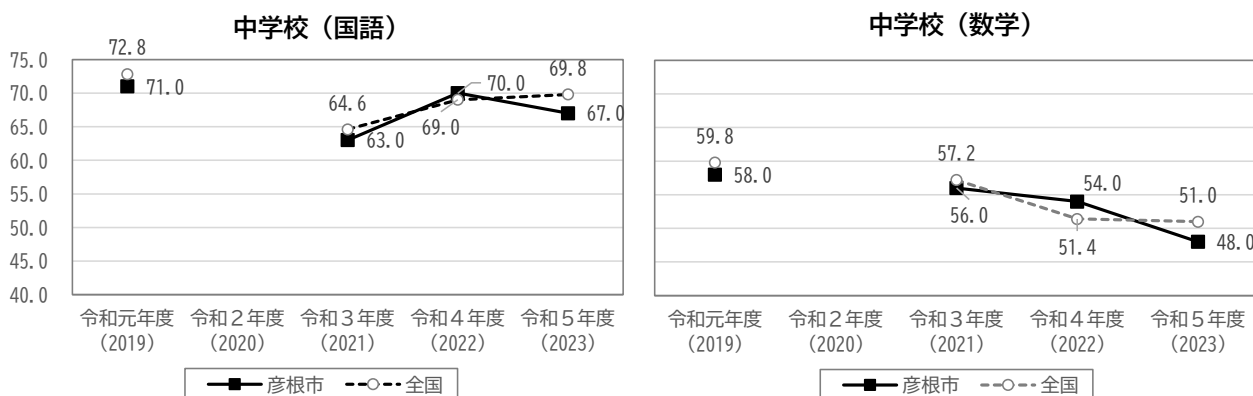


全国平均値との正答率の差

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
国語	全国	63.8	—	64.7	65.6	67.2
	彦根市	63.0	—	62.0	65.0	67.0
	正答率の差	-0.8	—	-2.7	-0.6	-0.2
算数	全国	66.6	—	70.2	63.2	62.5
	彦根市	66.0	—	68.0	62.0	61.0
	正答率の差	-0.6	—	-2.2	-1.2	-1.5
合わせた正答率の差		-0.7	—	-2.5	-0.9	-0.9

資料：「全国学力・学習状況調査」

一方、中学校では、国語・数学の平均正答率について、令和4年度（2022年度）以外は、全国平均値を下回って推移しており、正答率の差は令和5年度（2023年度）は2教科合わせて2.9点となっています。



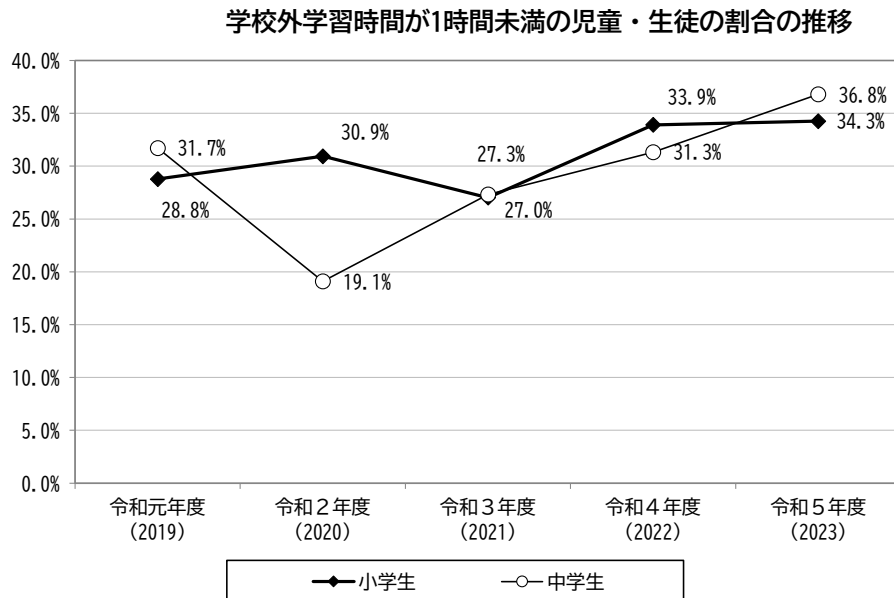
全国平均値との正答率の差

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
国語	全国	72.8	—	64.6	69.0	69.8
	彦根市	71.0	—	63.0	70.0	67.0
	正答率の差	-1.8	—	-1.6	1.0	-2.8
数学	全国	59.8	—	57.2	51.4	51.0
	彦根市	58.0	—	56.0	54.0	48.0
	正答率の差	-1.8	—	-1.2	2.6	-3.0
合わせた正答率の差		-1.8	—	-1.4	1.8	-2.9

資料：「全国学力・学習状況調査」

②学校外学習時間の状況

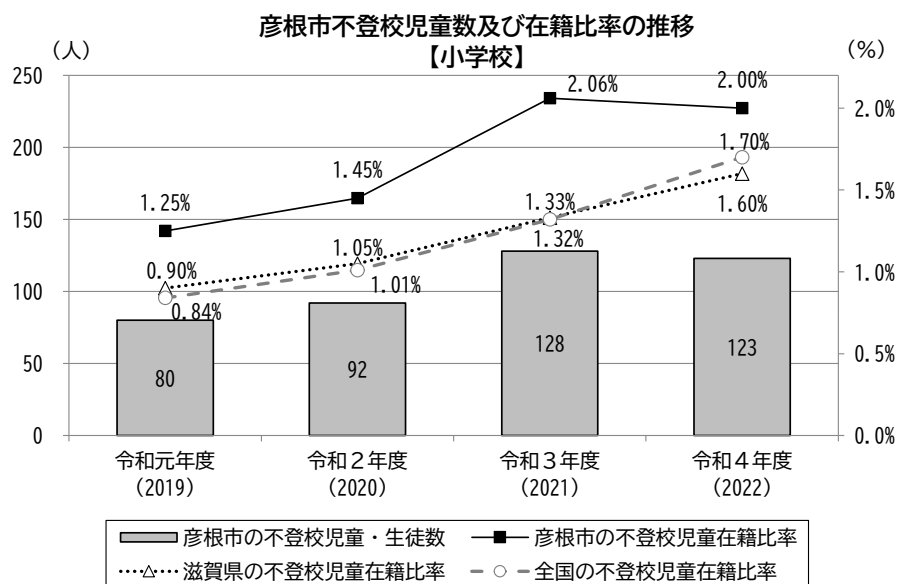
全国学力・学習状況調査の受検者のうち、学校外学習時間が1時間未満の児童の割合をみると、本市の小学校では、令和3年度（2021年度）以降、中学校では、令和2年度（2020年度）以降増加傾向となっています。



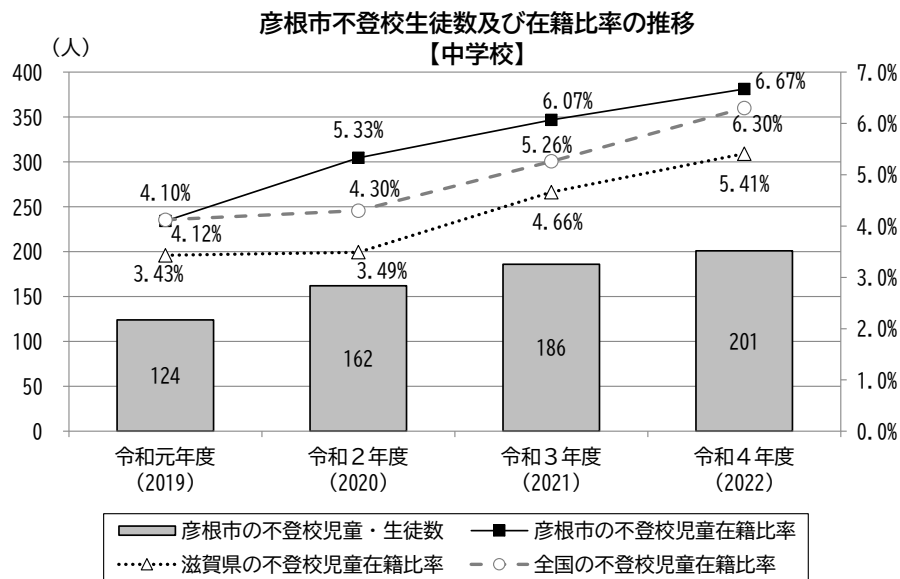
資料：「全国学力・学習状況調査」

③市内小中学校の不登校児童・生徒

本市の不登校児童・生徒数及び不登校児童・生徒在籍比率を見ると、概ね滋賀県や全国の値を上回って推移しています。

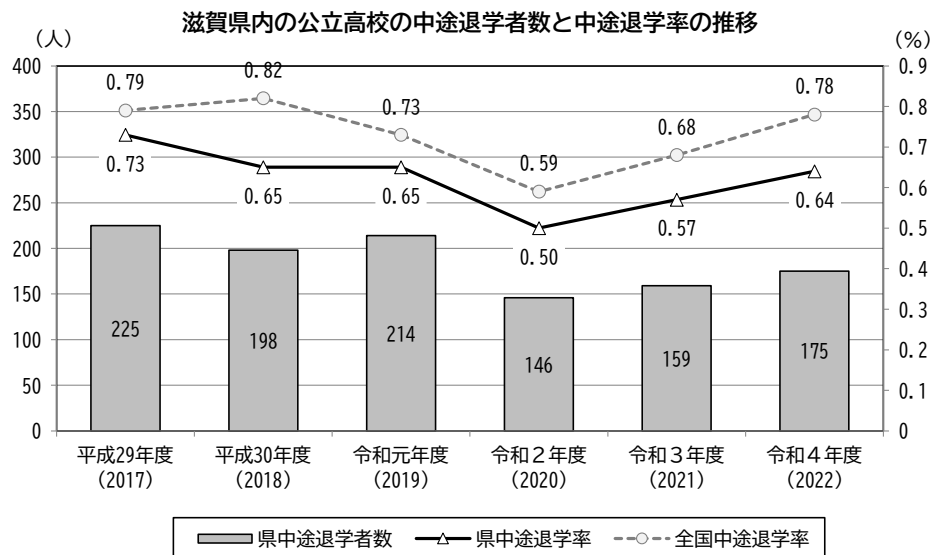


資料：彦根市資料



④県内の公立高校の中途退学者

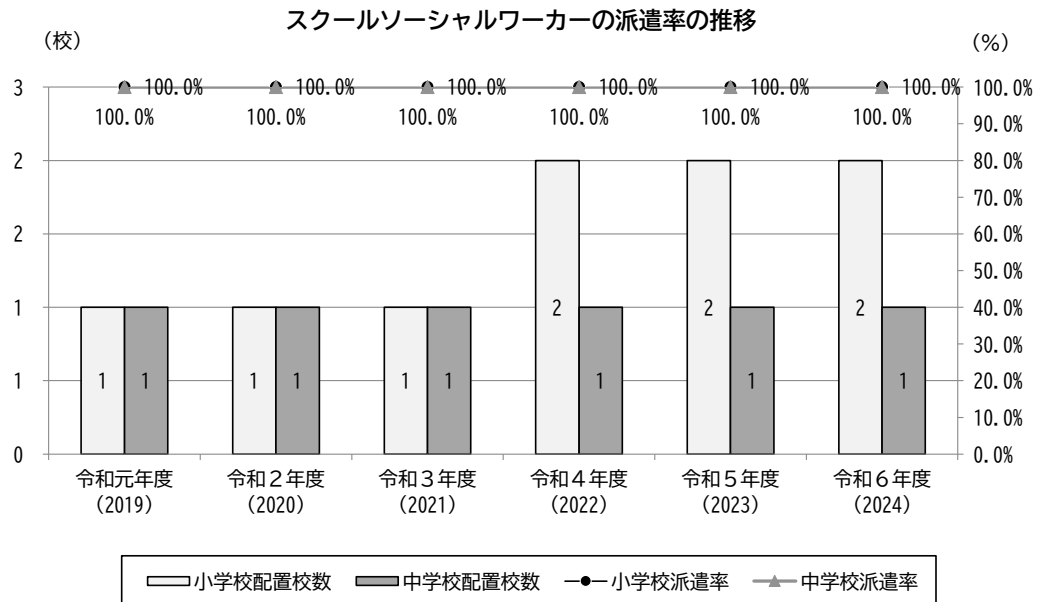
滋賀県内の公立高校の中途退学率を見ると、国の中途退学率を下回り、令和2年度（2020年度）までは減少傾向でしたが、その後増加傾向に転じ、令和4年度（2022年度）には0.64%となっています。



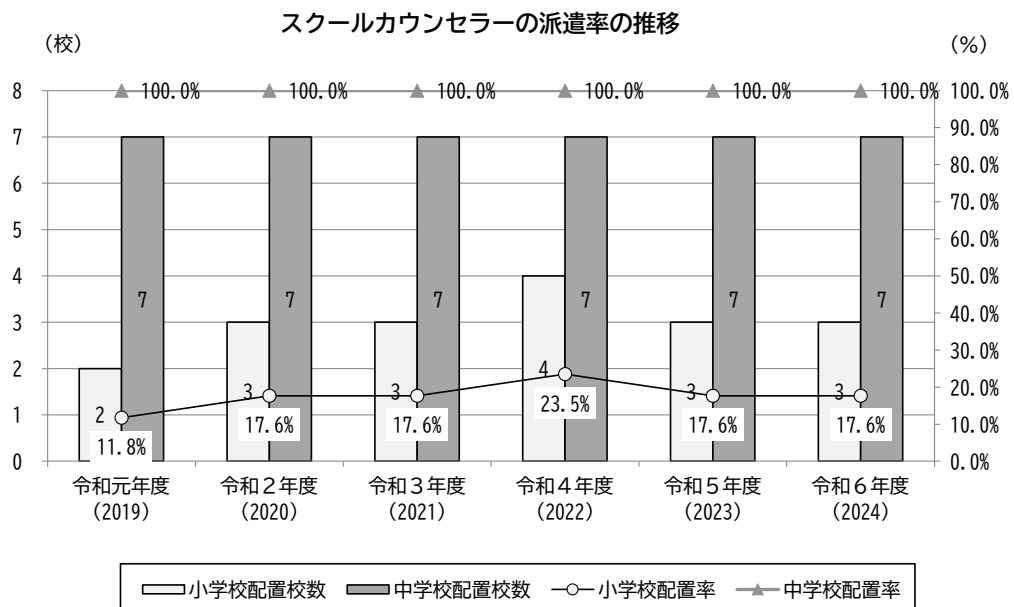
⑤スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの状況

本市のスクールソーシャルワーカーは、市内各地の小中学校に決められた日数分派遣されますが、すべての小・中学校に派遣されています。

スクールカウンセラーは、中学校では配置率が100.0%となっていますが、小学校では令和6年度（2024年度）で17.6%となっています。



資料：彦根市資料

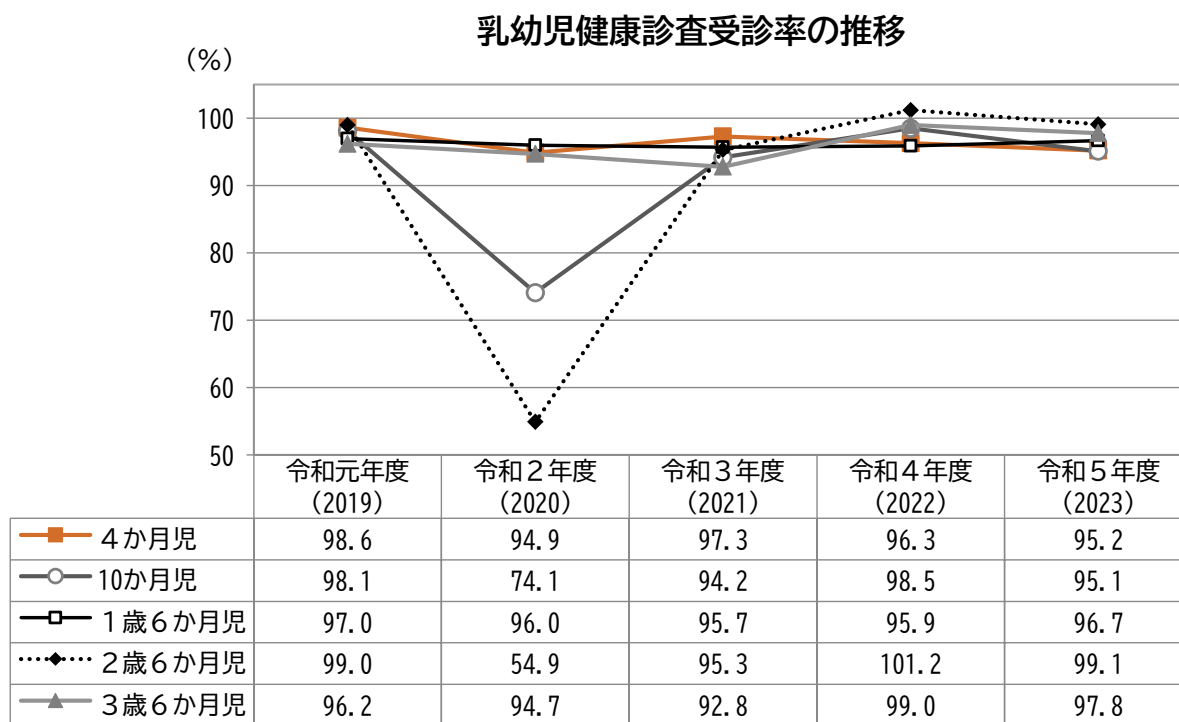


資料：彦根市資料

(12) 子どもの健康や生活の状況

①乳幼児健診受診率

本市の乳幼児健康診査受診率を見ると、令和2年度（2020年度）の10か月児では74.1%、2歳6か月児で54.9%となっているものの、そのほかはいずれも90%以上となっています。



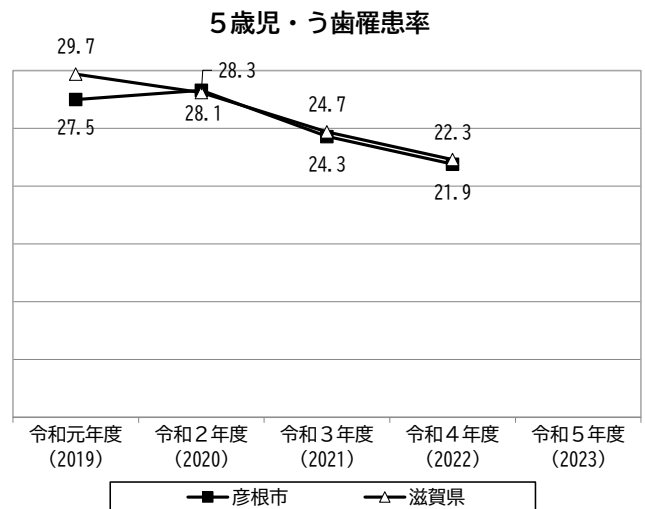
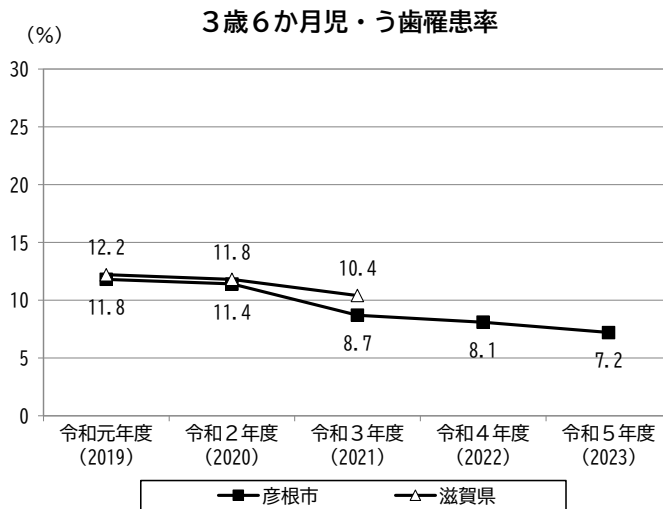
注) 令和4年度の2歳6か月児は前年度の対象者も含むため100%を超えている。
また、令和2年度は、10か月、2歳6か月は、中止にした期間があったため、受診率が下がっている。

資料：彦根市資料

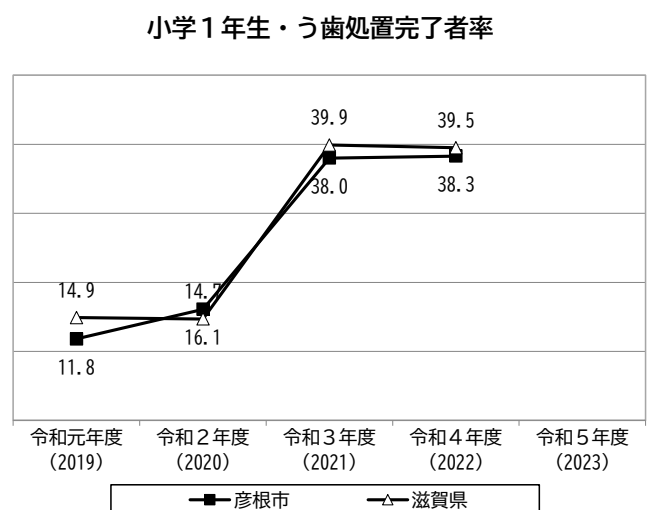
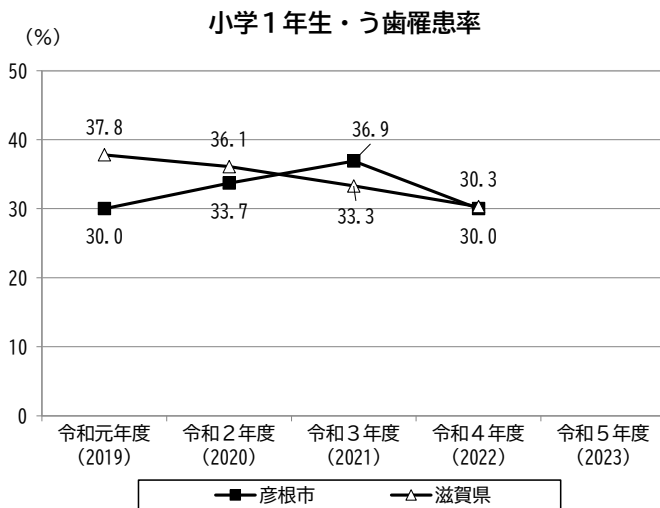
②う歯（むし歯）の有無

本市のう歯罹患率を見ると、3歳6か月児、5歳児は県よりやや低く、年々減少傾向となっています。

小学1年生は令和3年度（2021年度）までは増加傾向となっており、令和3年度（2021年度）の罹患率は、県より3.6ポイント高くなっています。一方、小学1年生のう歯処置完了者率は令和3年度（2021年度）に大きく増加し、令和4年度（2022年度）は38.3%となっています。



資料：滋賀県の歯科保健関係資料集



資料：滋賀県の歯科保健関係資料集

2 子ども・子育て、若者支援に関する市民の意識

(1) 調査実施状況

①調査目的

本調査は、第3期「彦根市子ども・若者プラン」の策定にあたり、市内にお住まいのお子さんのいるご家庭、18歳～39歳の若者、施設・団体等を対象に、子育てに関する実態や子どもたちの生活実態、市民のみなさまのご意見などをおうかがいし、今後の市の子育て支援、子ども・若者支援に係る事業計画策定の基礎資料として活用することを目的として実施したものです。

②調査の実施状況

	調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
A 就学前児童 調査・小学生 児童調査	市内の小学校入学 前(0～5歳児)の子 どものいる世帯	1,874	805人	43.0%	令和6年 4月1日～ 4月19日	郵送配布・郵 送又はWEB回 収
	市内の小学生 (1～4年生)の子 どものいる世帯	3,888人 (無作為抽出)	1,191人	30.6%	令和6年 3月19日～ 4月11日	学校経由配 布・WEB回収
B 若者の 意識調査	市内の18歳～ 39歳の若者	1,000人	153人	15.3%	令和6年 4月1日～ 4月19日	郵送配布・郵 送又はWEB回 収
C 子どもの 生活に関す る調査	市内の小学5年生、 中学2年生の子ど ものいる世帯	2,044人 (悉皆調査)	582人	28.5%	令和6年 3月19日～ 4月11日	学校経由配 布・WEB回収
	市内の支援団体・ 行政機関・ 児童福祉施設	31カ所	23カ所	74.2%	令和6年 4月1日～ 4月19日	郵送配布・ WEB回収
	市内の保育所・幼 稚園・認定子ども 園・小学校・中学 校・高校・大学	79カ所	39カ所	49.4%		郵送配布・ WEB回収
	定期的な学習支援 を利用している児 童・生徒	60人	26人	43.3%		郵送配布・郵 送又はWEB回 収
D 子どもの 意識調査	市内の小学6年生、 中学3年生の子ど も		1,774人		令和6年 8月28日～ 9月23日	調査依頼文は メール・WEB 回収
E フリースク ール ヒア リング調査	市内のフリースク ールに通っている 子ども	-	-	-	令和6年 8月	ヒアリング調 査

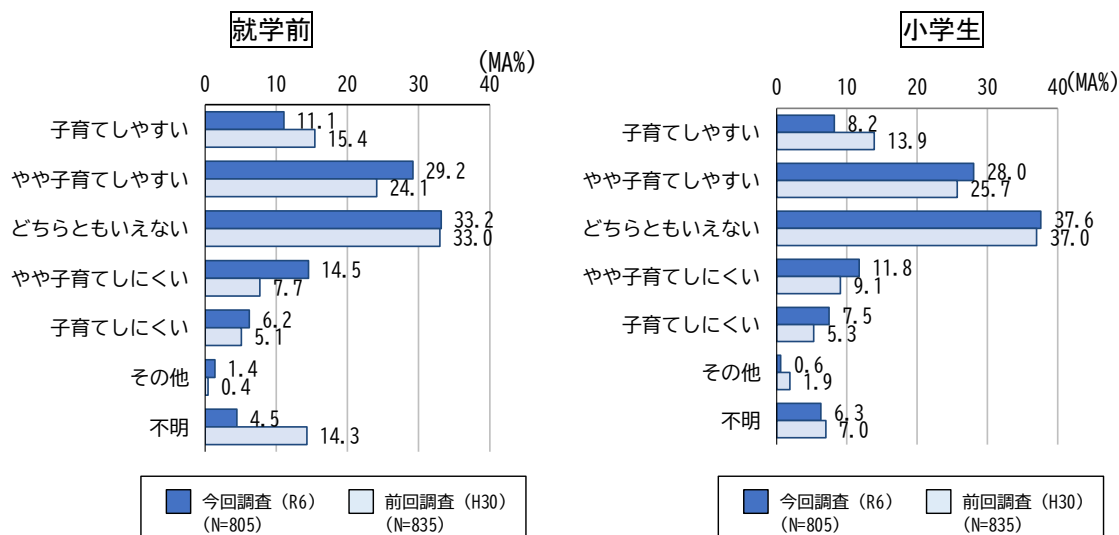
(2) 調査結果概要

A 就学前児童調査・小学生児童調査

①子どもの育ちをめぐる環境について

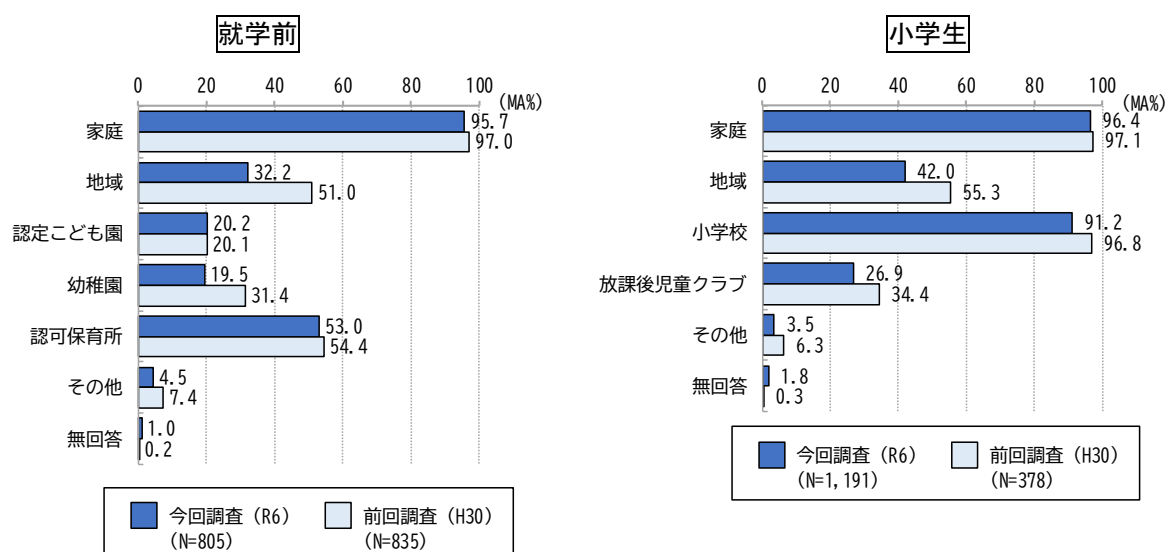
・子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方

子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人（施設）については、「父母ともに」が、就学前では62.7%、小学生では57.5%と最も多くなっています。前回調査に比べ、どちらも6ポイント程度高くなっています。



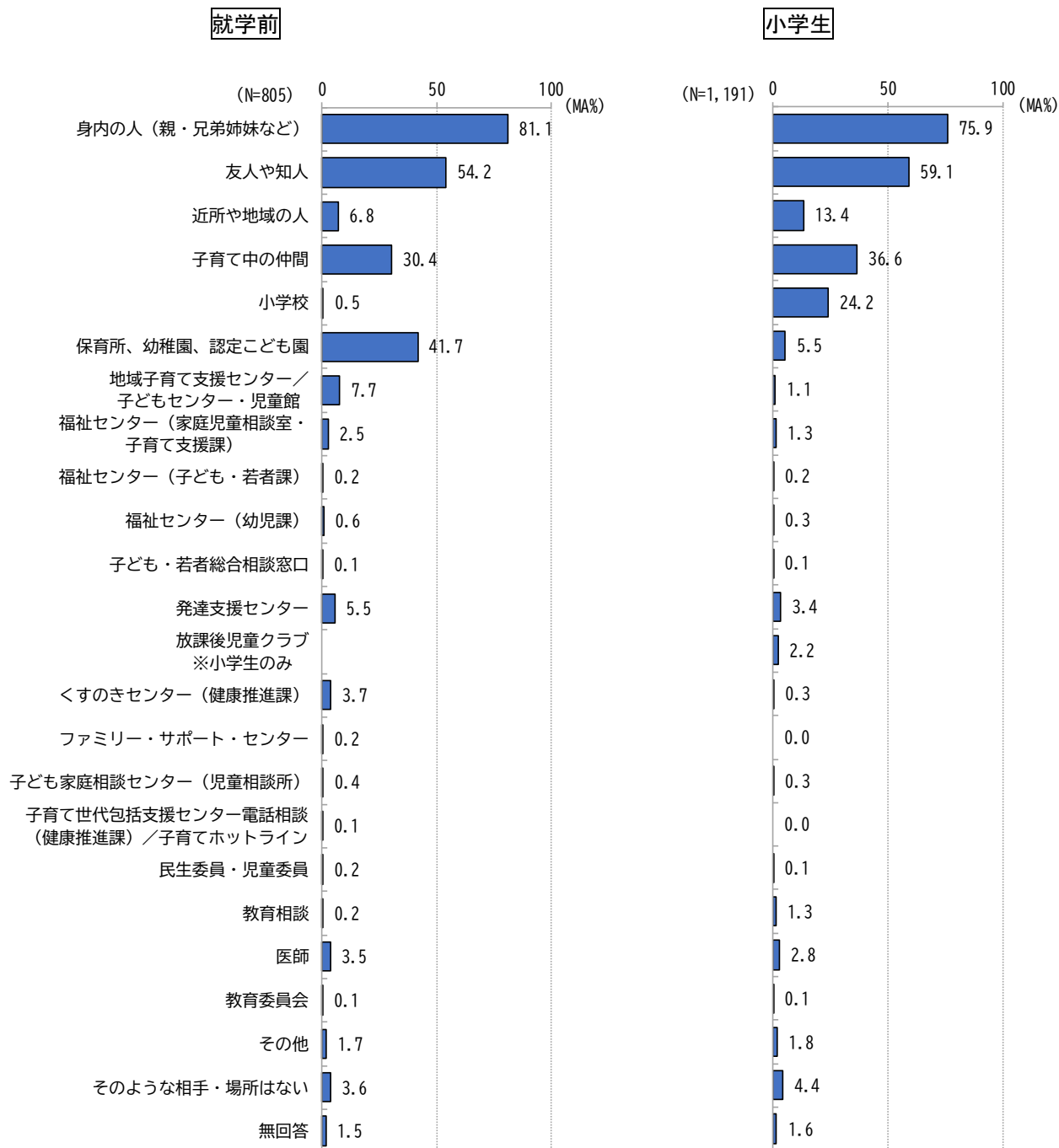
・子育てに影響すると思われる環境

子育て（教育を含む）に影響すると思われる環境については、「家庭」が、就学前では95.7%、小学生では96.4%と最も多くなっています。



・子育てについて相談できる人や場所

子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手や場所については、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が、就学前では81.1%、小学生では75.9%と最も多くなっています。

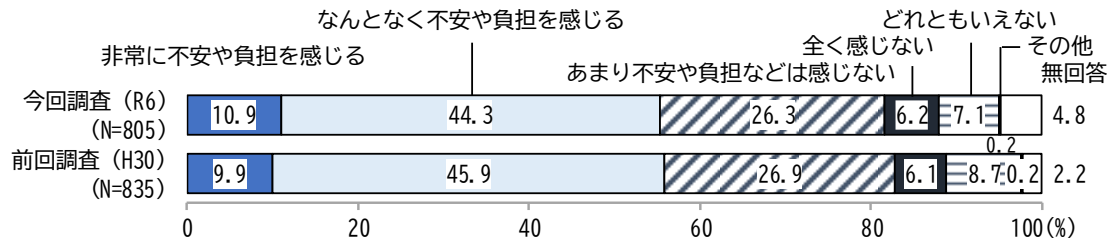


②子育て観やサービスの満足度などについて

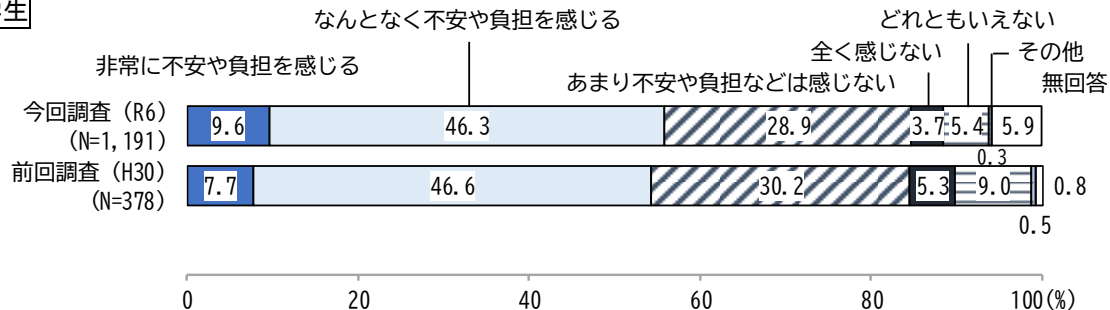
・子育てに関する不安や負担の有無

子育てに関する不安や負担については、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた『不安や負担を感じる』が就学前では55.2%、小学生では55.9%と多くなっています。

就学前

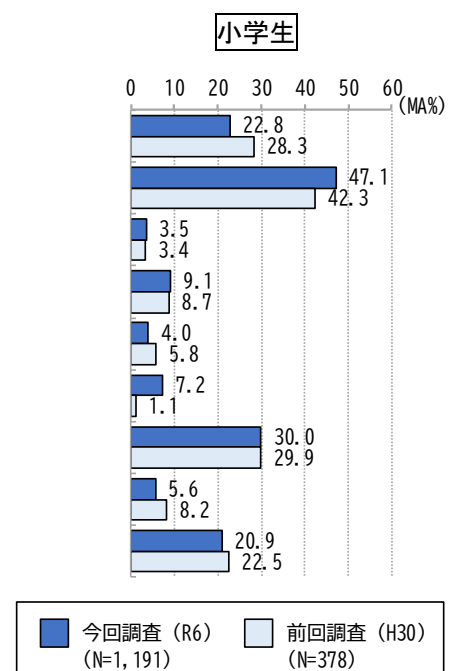
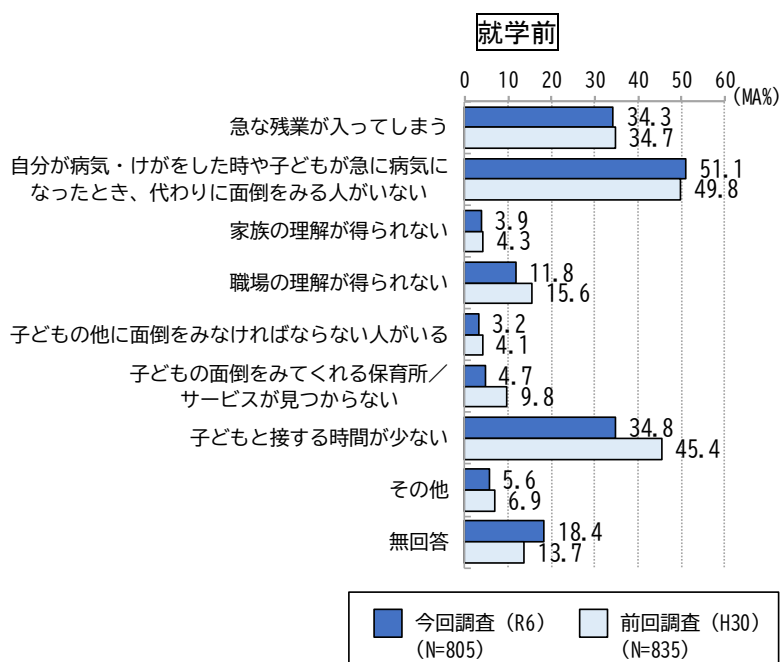


小学生



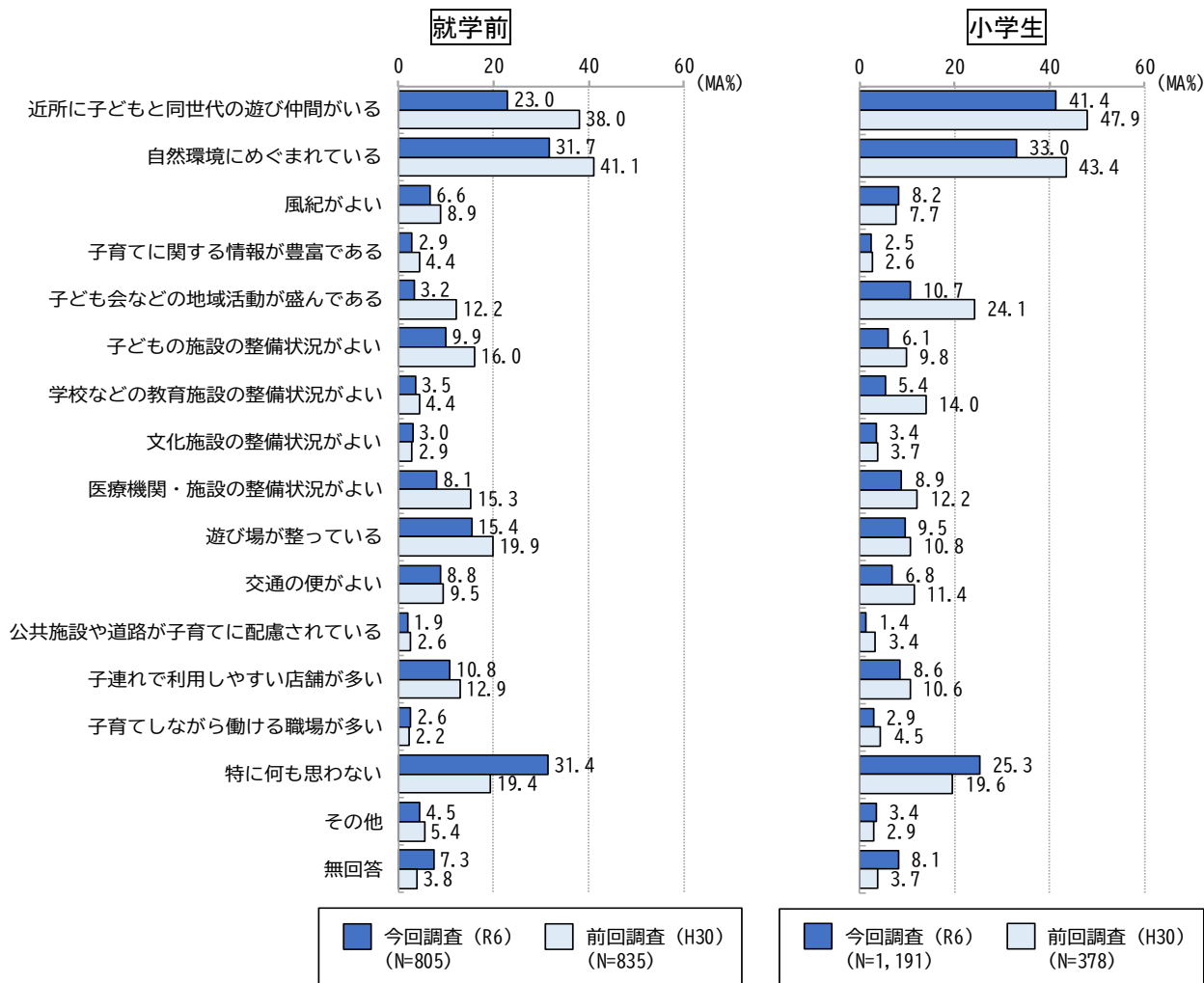
・仕事と子育てを両立させる上で大変なこと

仕事と子育てを両立させる上で大変なことについては、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になったとき、代わりに面倒をみる人がいない」が就学前では51.1%、小学生では47.1%と最も多くなっています。



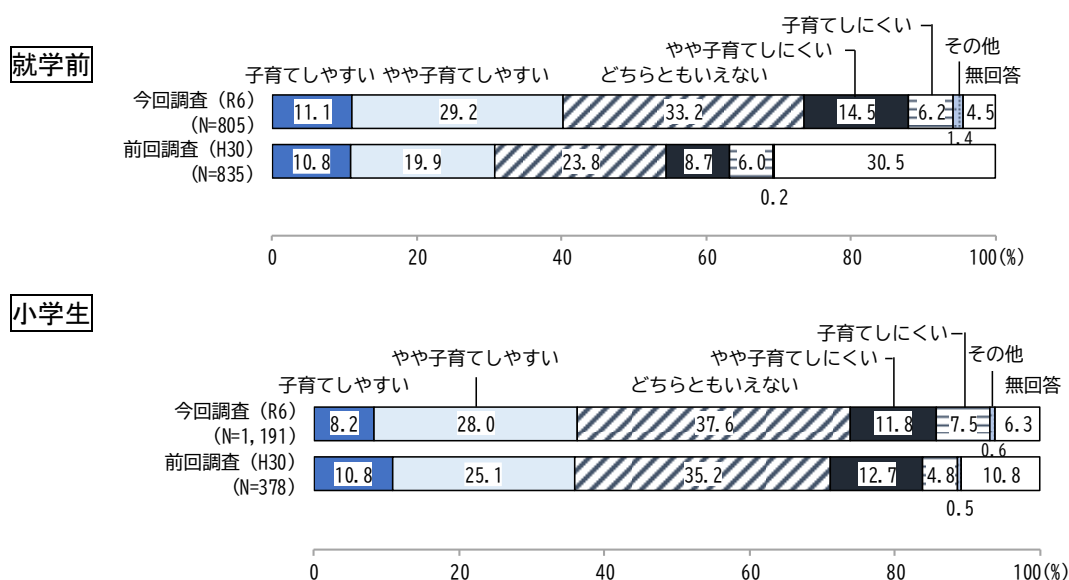
・彦根市の子育て環境について

彦根市の子育て環境は、就学前では「自然環境にめぐまれている」が31.7%と最も多く、小学生では「近所に子どもと同世代の遊び仲間がいる」が41.4%と最も多くなっています。



・彦根市は子育てしやすいところだと思いますか

彦根市は子育てしやすいところだと思うかについては、「子育てしやすい」と「やや子育てしやすい」を合わせた『子育てしやすい』が就学前では40.3%、小学生では36.2%となっています。

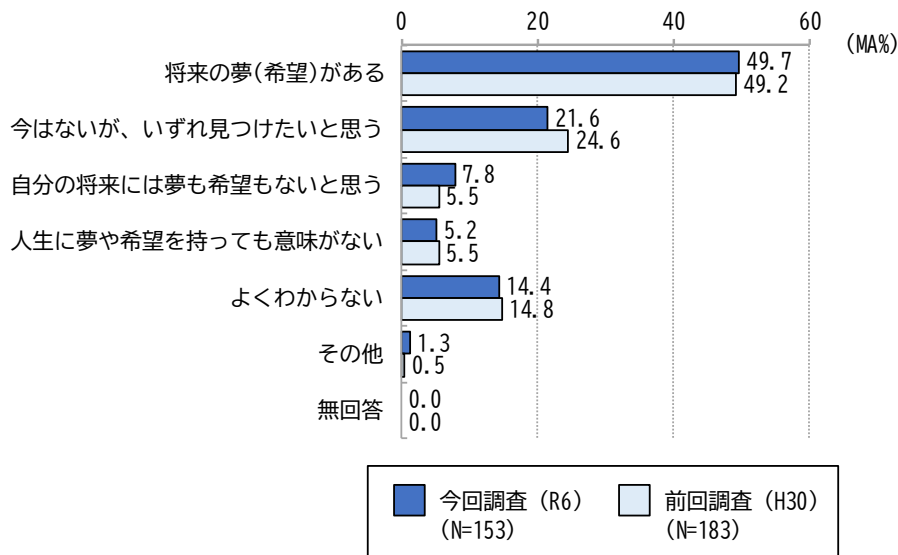


B 若者の意識調査

①将来について

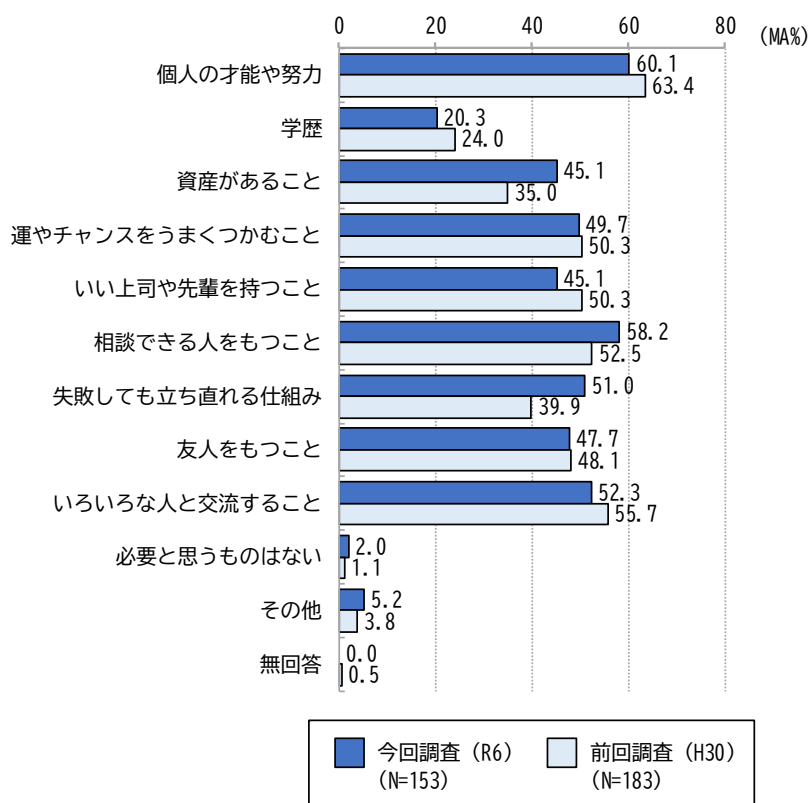
・将来の夢や希望

将来の夢や希望については、「将来の夢（希望）がある」が49.7%と最も多く、次いで、「今はないが、いずれ見つけたいと思う」が21.6%となっています。



・社会で生きていくために必要なこと

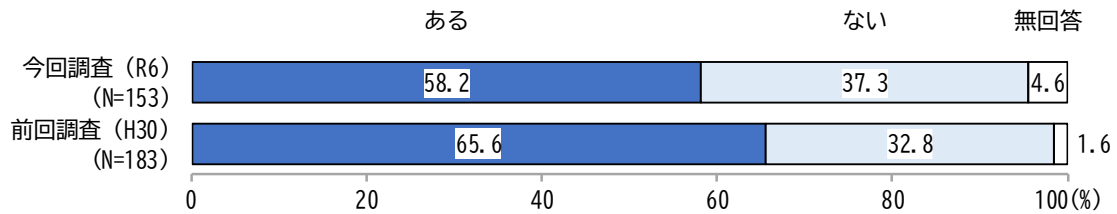
社会で生きていくために必要だと思うことは、「個人の才能や努力」が60.1%と最も多く、次いで、「相談できる人をもつこと」が58.2%となっています。



②ご自身の状況について

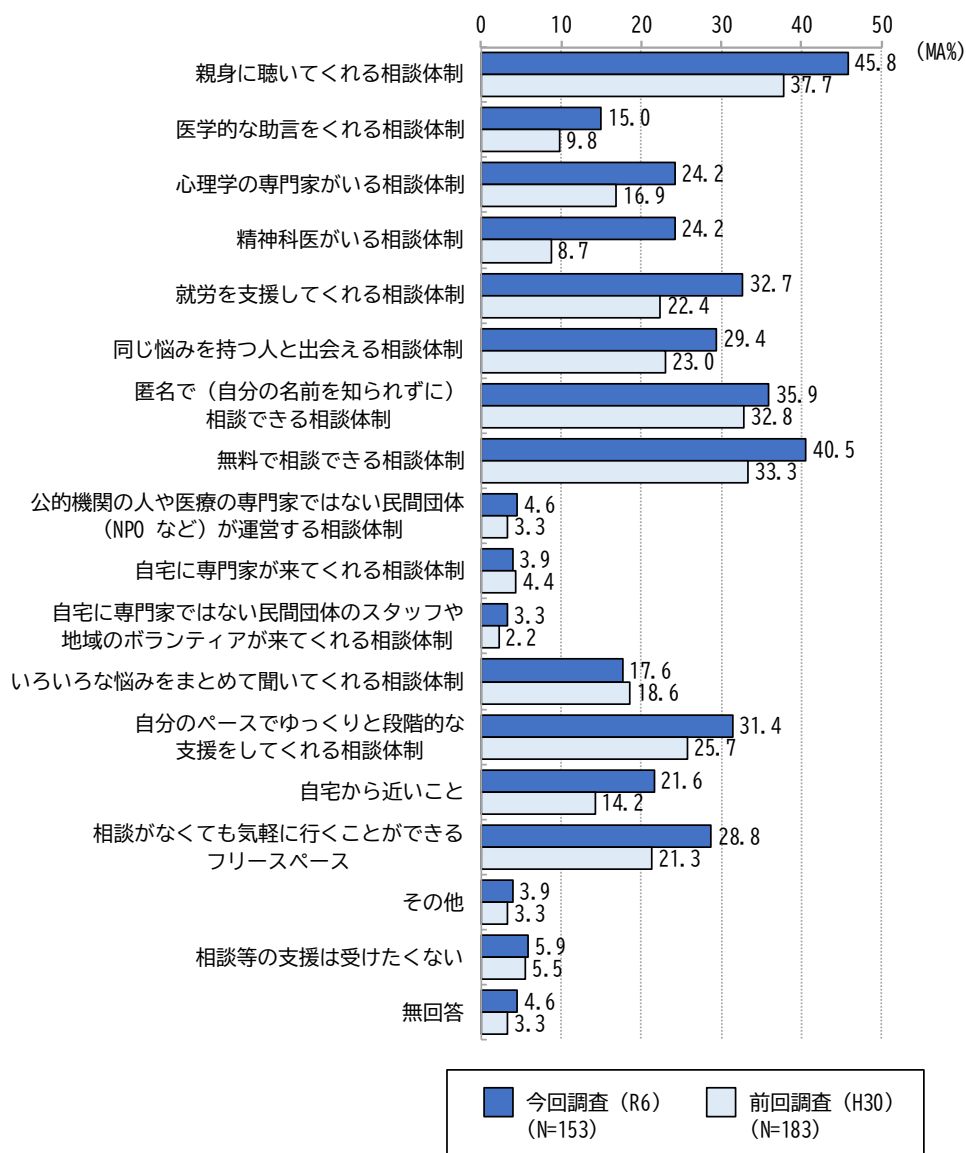
・困りごとについて

悩みや心配ごと、困っていることについては、「ある」が58.2%、「ない」が37.3%となっています。



・若者を支援していくために必要だと思う相談体制

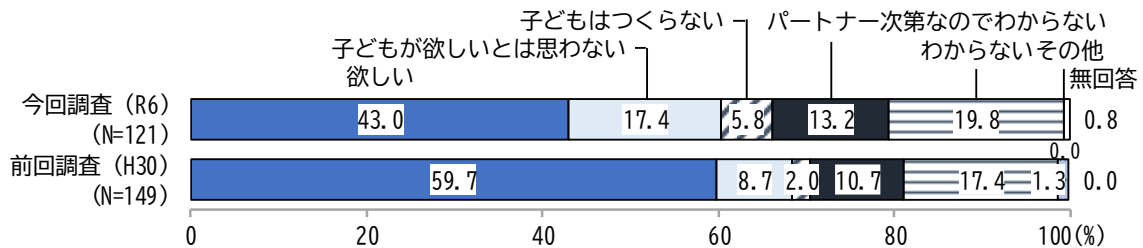
若者の悩みや心配ごと、困っていることに対応していくために必要だと思う相談体制については、「親身に聴いてくれる相談体制」が45.8%と最も多く、次いで、「無料で相談できる相談体制」が40.5%となっています。



③仕事と家庭、子育てについて

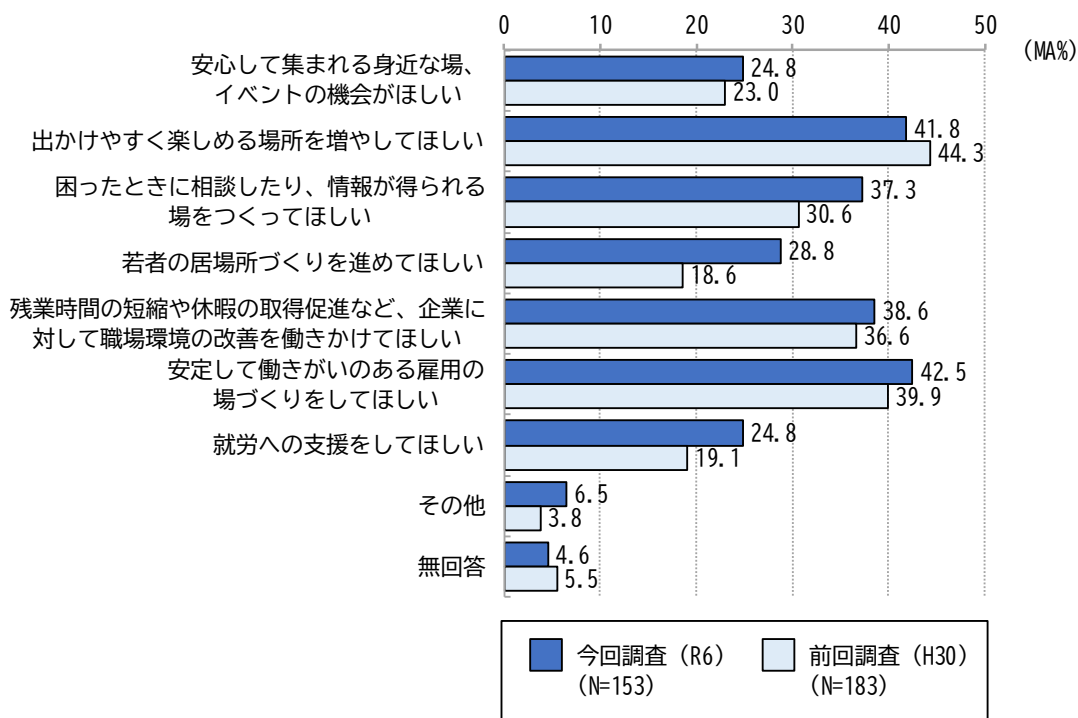
・子どもが欲しいか（現在、子どもがいない方限定設問）

子どもが「いない」とお答えの方に、将来子どもは欲しいかたずねたところ、「欲しい」が43.0%と最も多く、次いで、「子どもが欲しいとは思わない」が17.4%となっています。



④彦根市のこれからの若者支援について期待すること

彦根市のこれからの若者支援について期待することは「安定して働きがいのある雇用の場づくりをしてほしい」が42.5%と最も多く、次いで、「出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が41.8%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が38.6%となっています。



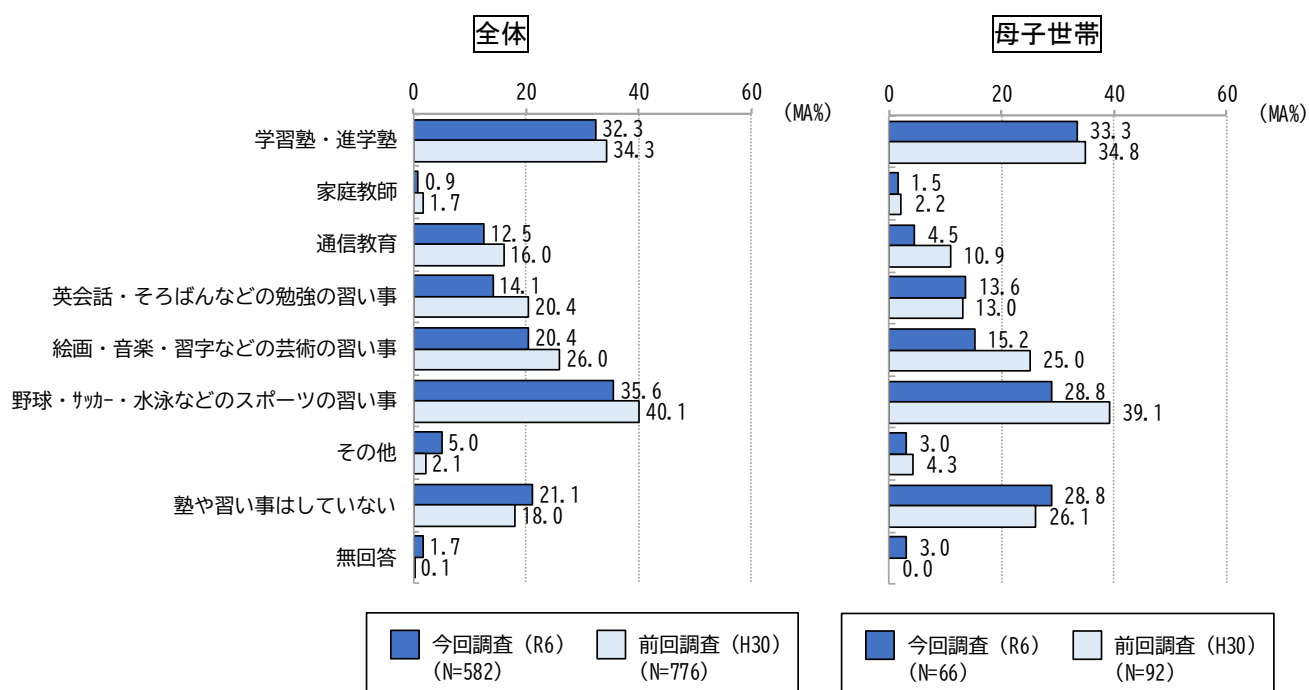
C 子どもの生活に関する調査

①子どもについて

・塾や習い事の状況

子どもの習い事の状況は、「野球・サッカー・水泳などのスポーツの習い事」が35.6%と最も多く、次いで、「学習塾・進学塾」が32.3%となっています。

母子世帯では、「学習塾・進学塾」が33.3%と最も多く、次いで、「野球・サッカー・水泳などのスポーツの習い事」、「塾や習い事はしていない」がそれぞれ28.8%となっています。



【学年・生活困難度別】

		N	(MA%)								
生活困難度別	学年		学習塾・進学塾	家庭教師	通信教育	英会話・そろばんなどの勉強の習い事	絵画・音楽・習字などの芸術の習い事	水泳・サッカー・野球などのスポーツの習い事	その他	塾や習い事はしていない	無回答
		全体	32.3	0.9	12.5	14.1	20.4	35.6	5.0	21.1	1.7
生活困難度別	全体	生活困難世帯	19.0	0.0	6.9	13.8	15.5	24.1	5.2	34.5	0.0
		非生活困難世帯	34.4	1.0	13.5	14.1	21.6	38.4	4.1	19.3	0.2
	小学5年生	生活困難世帯	35	8.6	0.0	11.4	22.9	17.1	25.7	5.7	34.3
		非生活困難世帯	263	24.0	0.4	16.3	20.9	27.0	5.3	13.3	0.0
	中学2年生	生活困難世帯	23	34.8	0.0	0.0	13.0	21.7	4.3	34.8	0.0
		非生活困難世帯	217	47.0	1.8	10.1	6.0	15.2	16.1	26.7	0.0

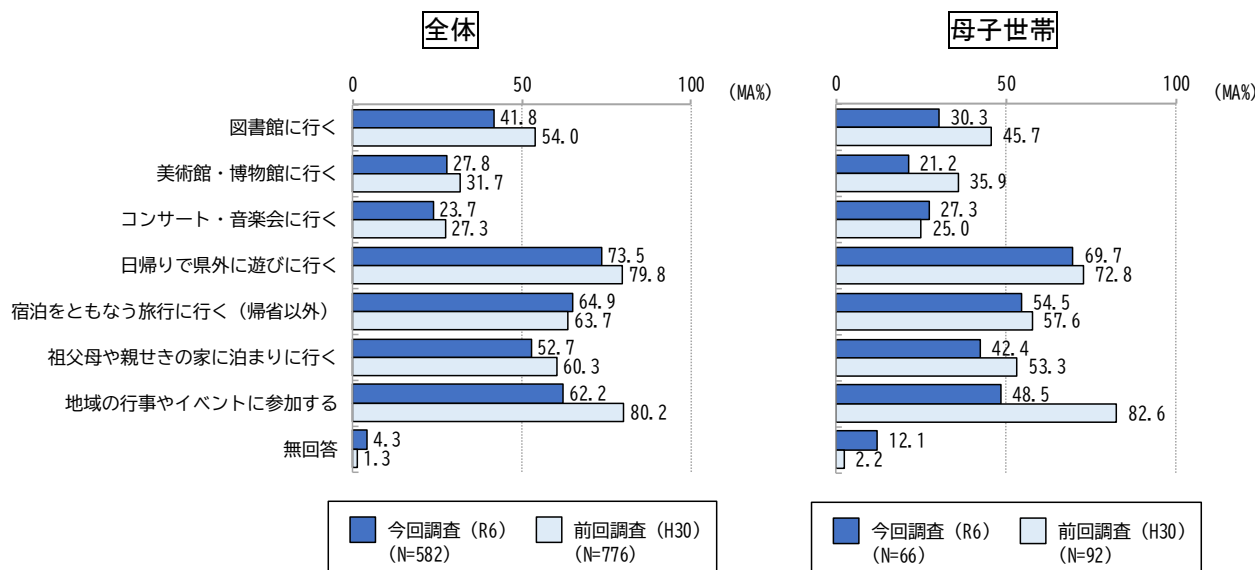
この調査での生活困難度は、等価可処分所得（世帯手取り収入額÷ $\sqrt{\text{世帯人数}}$ ）を算出し、等価可処分所得が貧困線（127 万円）以下の方を「生活困難世帯」と定義しています。また、等価可処分所得が貧困線より多い方を「非生活困難世帯」と定義しています。

・子どもが過去1年間体験したこと

子どもが過去1年間に体験したことは、「日帰りで県外に遊びに行く」が73.5%と最も多く、次いで、「宿泊をともなう旅行に行く(帰省以外)」が64.9%となっています。

母子世帯でも、「日帰りで県外に遊びに行く」が69.7%と最も多く、次いで、「宿泊をともなう旅行に行く(帰省以外)」が54.5%となっています。

また、生活困難世帯では、そうでない非生活困難世帯に比して、「図書館に行く」、「日帰りで県外に遊びに行く」、「祖父母や親せきの家に泊まりに行く」の回答割合が低い傾向がみられます。



【学年・生活困難度別】

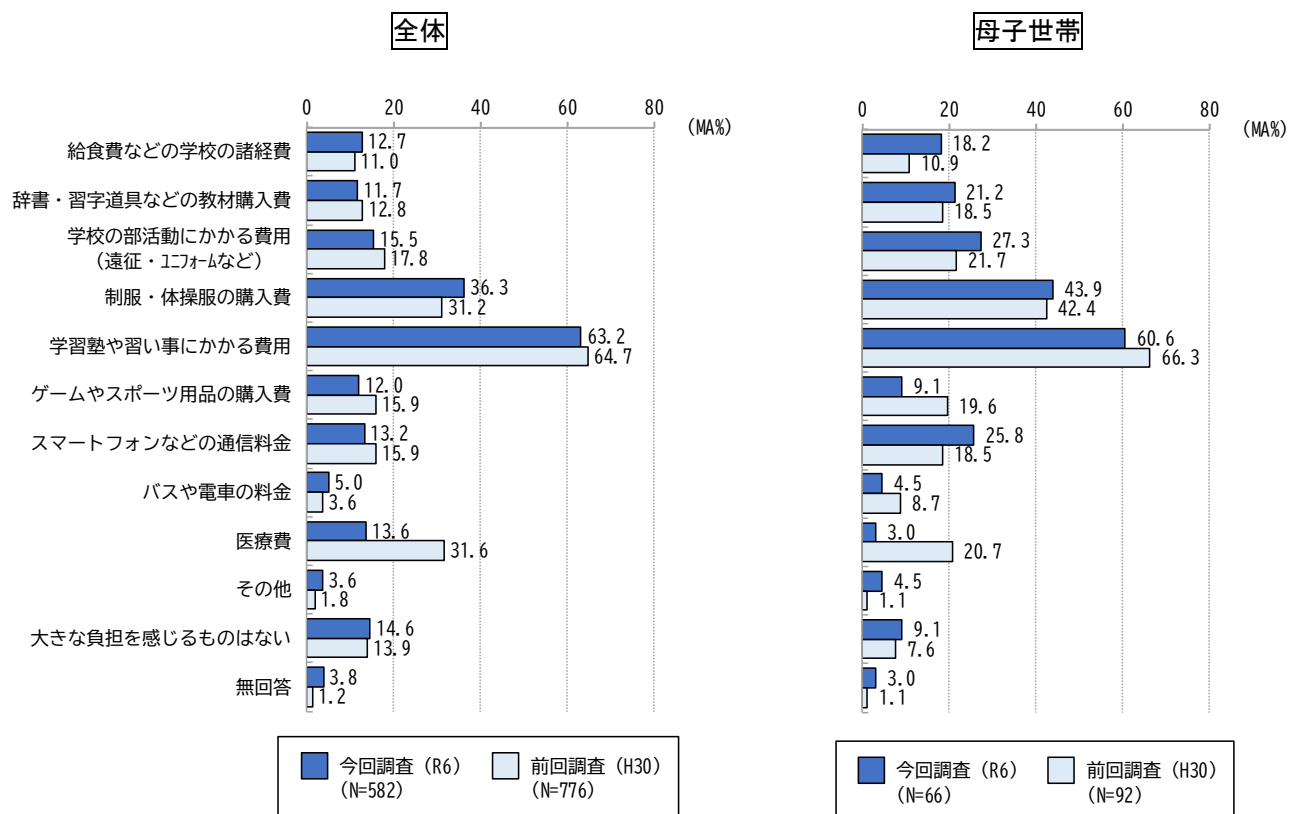
			N	図書館に行く	美術館・博物館に行く	コンサート・音楽会に行く	日帰りで県外に遊ぶ	外泊をともなう旅行に行く	宿泊を親せきの家に泊まりに行く	祖父母や親せきの家に泊まりに行く	地域の行事やイベントに参加する	無回答
生活困難度別 学年・	全体		582	41.8	27.8	23.7	73.5	64.9	52.7	62.2	4.3	
	全体	生活困難世帯	58	22.4	25.9	24.1	63.8	58.6	32.8	56.9	8.6	
		非生活困難世帯	482	45.0	28.2	24.5	75.5	67.8	57.3	64.5	1.7	
	小学5年生	生活困難世帯	35	31.4	34.3	20.0	65.7	65.7	42.9	68.6	8.6	
		非生活困難世帯	263	54.8	34.6	24.3	81.0	72.2	60.1	79.5	0.8	
	中学2年生	生活困難世帯	23	8.7	13.0	30.4	60.9	47.8	17.4	39.1	8.7	
		非生活困難世帯	217	33.2	19.8	24.4	69.1	62.7	53.9	46.5	2.8	

② 暮らしの状況

・経済的に負担が大きいと感じるもの

経済的に負担が大きいと感じるものについては、「学習塾や習い事にかかる費用」が63.2%と最も多く、次いで、「制服・体操服の購入費」が36.3%となっています。

母子世帯では、「学習塾や習い事にかかる費用」が60.6%と最も多く、次いで、「制服・体操服の購入費」が43.9%となっています。



【学年・生活困難度別】

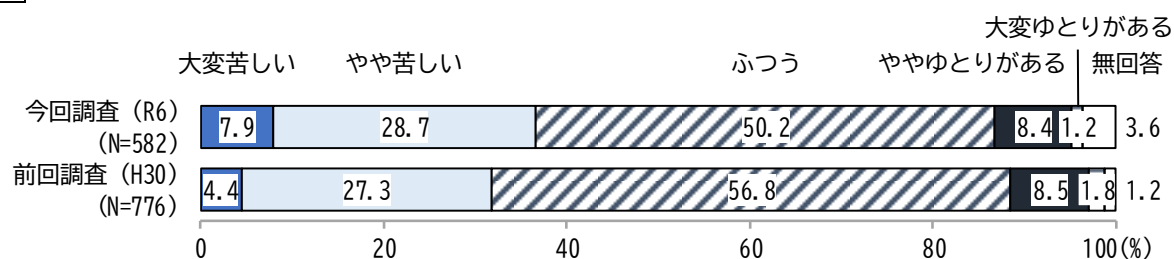
			N	給食費などの学校 の諸経費	家賃	ローン（住宅・ カードなど）	電気・ガス・水道	スマートフォン（携帯電話料金の支払い）	通信料（携帯保険料の支払い）	公的年金・健康保険	あてはまるものは ない	無回答 (MA%)
学年・生活困 難度別	全体		582	4.1	0.7	3.3	2.6	1.2	2.7	83.2	8.1	
	全体	生活困難世帯	58	10.3	5.2	5.2	8.6	3.4	10.3	74.1	3.4	
		非生活困難世帯	482	3.1	0.2	2.9	1.7	1.0	1.7	88.2	4.8	
	小学5年生	生活困難世帯	35	5.7	2.9	2.9	8.6	0.0	2.9	82.9	5.7	
		非生活困難世帯	263	2.7	0.0	3.0	1.1	0.4	1.1	88.2	4.9	
	中学2年生	生活困難世帯	23	17.4	8.7	8.7	8.7	8.7	21.7	60.9	0.0	
		非生活困難世帯	217	3.7	0.5	2.8	2.3	1.8	2.3	88.0	4.0	

・暮らしの状況

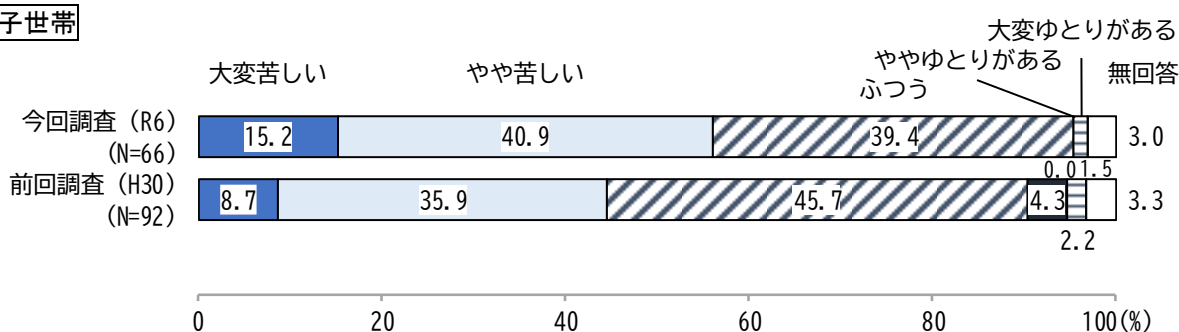
現在の暮らしの状況については、「ふつう」が50.2%と最も多くなっています。また、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』が36.6%となっています。

母子世帯では、「やや苦しい」が40.9%と最も多くなっています。また、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』が56.1%となっています。

全体



母子世帯

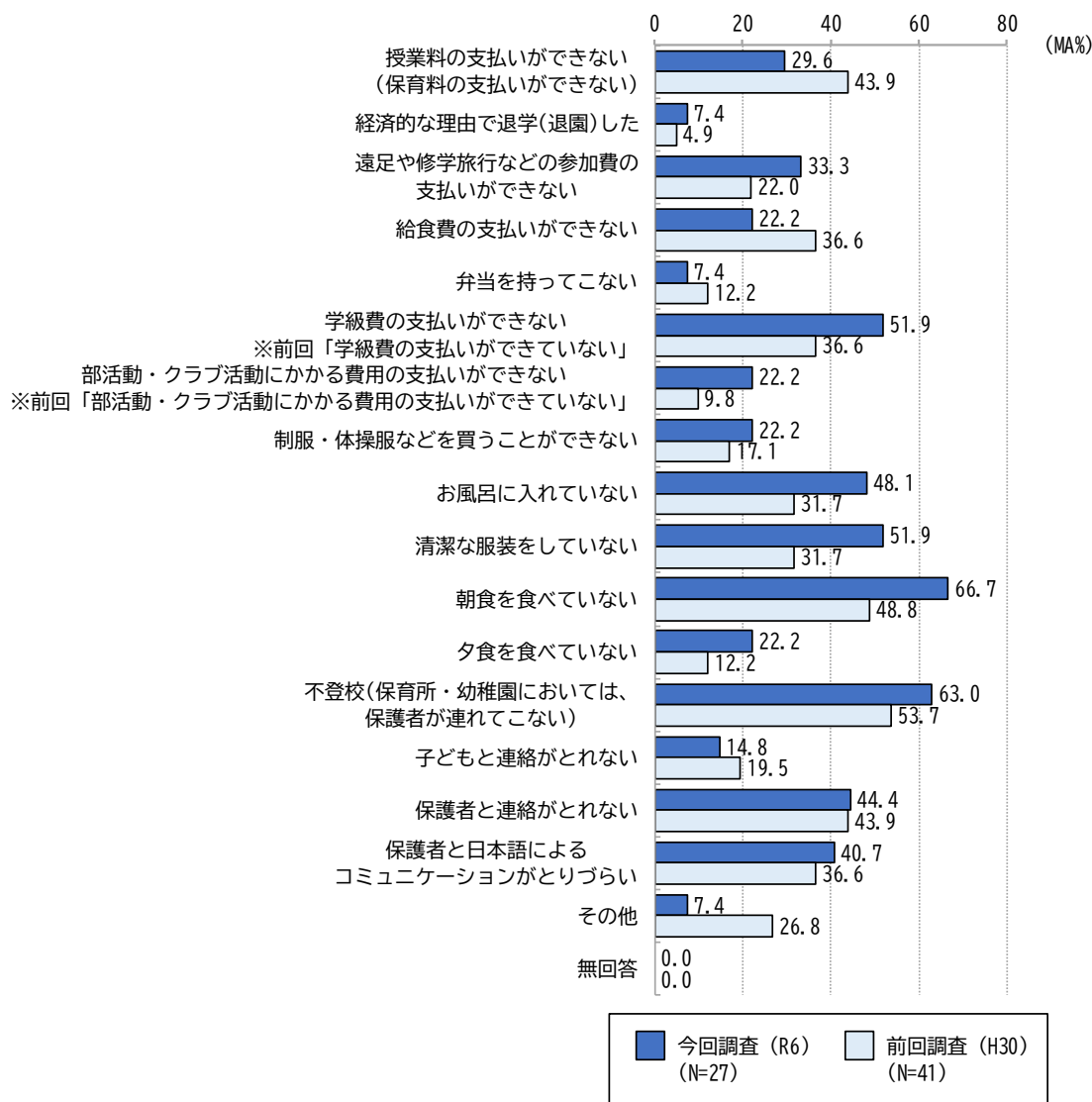


【学年・母子父子世帯別／学年・生活困難度別】

			N	大変苦しい	やや苦しい	ふつう	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	無回答	「苦しい」の合計 (%)
学年・母子父子世帯別	全体	全体	582	7.9	28.7	50.2	8.4	1.2	3.6	36.6
		ひとり親家庭	92	13.0	37.0	43.5	2.2	1.1	3.3	50.0
		うち、母子世帯	66	15.2	40.9	39.4	0.0	1.5	3.0	56.1
		うち、父子世帯	26	7.7	26.9	53.8	7.7	0.0	3.8	34.6
	小学5年生	全体	319	6.6	27.0	53.6	9.4	1.3	2.2	33.6
		ひとり親家庭	51	11.8	37.3	47.1	2.0	2.0	0.0	49.1
		うち、母子世帯	37	13.5	40.5	43.2	0.0	2.7	0.0	54.0
		うち、父子世帯	14	7.1	28.6	57.1	7.1	0.0	0.0	35.7
	中学2年生	全体	255	9.8	31.8	46.7	7.5	1.2	3.1	41.6
		ひとり親家庭	38	15.8	39.5	42.1	2.6	0.0	0.0	55.3
学年・生活困難度別	全体	うち、母子世帯	27	18.5	44.4	37.0	0.0	0.0	0.0	62.9
		うち、父子世帯	11	9.1	27.3	54.5	9.1	0.0	0.0	36.4
	小学5年生	全体	582	7.9	28.7	50.2	8.4	1.2	3.6	36.6
		生活困難世帯	58	17.2	48.3	29.3	5.2	0.0	0.0	65.5
		非生活困難世帯	482	6.8	27.4	54.8	9.1	1.5	0.4	34.2
	中学2年生	生活困難世帯	35	14.3	42.9	37.1	5.7	0.0	0.0	57.2
		非生活困難世帯	263	5.3	25.5	57.0	10.3	1.5	0.4	30.8
	生活困難世帯	生活困難世帯	23	21.7	56.5	17.4	4.3	0.0	0.0	78.2
		非生活困難世帯	217	8.8	30.0	51.6	7.8	1.4	0.5	38.8

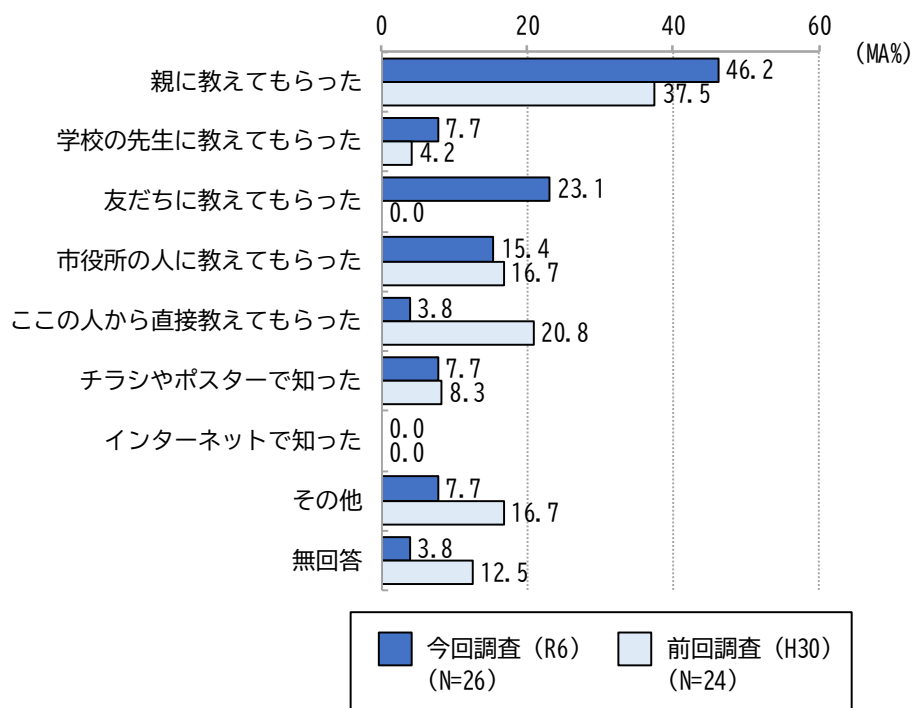
・ 困難な家庭の状況（子どもへの支援に関する調査（保幼小中高大対象））

困難な家庭の子どもや保護者と接することがあるとお答えの方に、困難な家庭の状況についてたずねたところ、「朝食を食べていない」が66.7%と最も多く、次いで、「不登校（保育所・幼稚園においては、保護者が連れてこない）」が63.0%、「学級費の支払いができない」、「清潔な服装をしていない」がそれぞれ51.9%となっています。



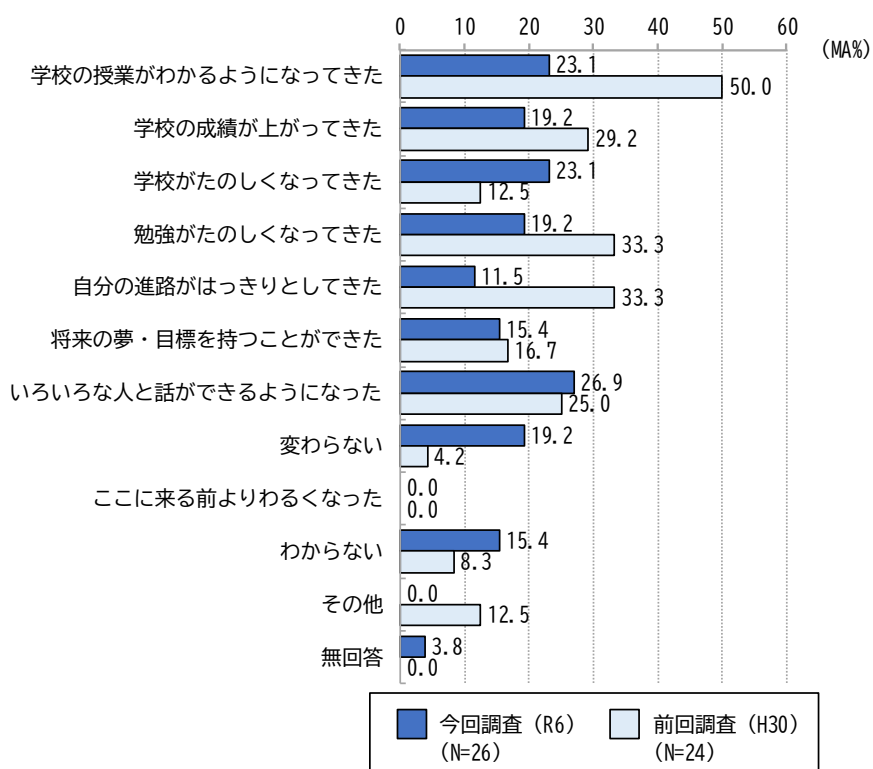
・学習支援に来ることになったきっかけ（子どもへの調査（学習支援児童生徒対象））

学習支援に来ることになったきっかけについては、「親に教えてもらった」が46.2%と最も多く、次いで、「友だちに教えてもらった」が23.1%、「市役所の人に教えてもらった」が15.4%となっています。



・学習支援に来ることによって変化はあったか

学習支援に来ることによってあった変化については、「いろいろな人と話ができるようになった」が26.9%と最も多く、次いで、「学校の授業がわかるようになってきた」、「学校がたのしくなってきた」がそれぞれ23.1%となっています。



今後追加

E フリースクール ヒアリング調査

日時:令和6年8月28日

ヒアリング対象者:フリースクールに通う小・中学生6人

1. 困っている事や悩み

- ・学校に行かなければいけないと思うが、行けない自分のことに悩んでいる。
- ・受験生なので、進路と勉強のこと。

1-1. 悩んでいるときに相談できる人はいるか、またそれは誰か

① 相談できる人の有無

ほとんどの子どもは相談できる人はいる

② 相談できる人は誰か

- ・フリースクールの代表の方・家族
- ・フリースクールの友達
- ・カウンセリングの先生
- ・病院の先生 等

2. フリースクールにくるきっかけや理由

- ・親が勧めてくれた。ひとりでずっと家にいたから、友だちとかしゃべる相手とか欲しかったから。
- ・学校のクラスにちょっとなじむのがしんどくなり、行く場所を探してたら、フェイスブックでここの記事を見つけて、それで行って見たら楽しかったから。
- ・親が選んでくれた。
- ・心が落ち着くというか、気が休まるようなところだった。とにかく自分の好きなこととか、やりたいことを、いいよと認めてくれるところだったので通い始めた。

2-1. フリースクールの居心地

- ・普通にみんな気軽にしゃべれる人が多い。不登校というと暗いイメージがあるが、全然そんなことはなく、みんな明るくて楽しい。
- ・同じ境遇の子がたくさんいるので、自分が安心できた。
- ・来る前は鬱で、不登校は笑顔がない印象があったが、ここではみんなも笑っている。

3. 学校や先生に対して思うこと

- ・学校が厳しくて嫌だった。
- ・先生が、自分のことを認めてくれない。進学先についても意見が合わない。
- ・1クラスの児童や生徒の人数が多い。
- ・自分が頑張ったことを認めてくれる、一人一人と向き合ってくれる先生が好き、増えてほしい。
- ・同じ目線で友達みたいに接してくれる先生、怒らない先生が良い。
- ・自分のことでなくても、周りが怒られてるのを見るだけでもう辛くなる

3-1. クラスの児童・生徒の人数は何人ぐらいが適正だと思うか

- ・20人から30人未満の意見が多く、少人数であれば、集中できたり、クラスにも馴染めたという意見があった。

3-2. 学校にいけなかったときの思い

- ・みんな授業してるのに、自分は家で一人でゲームやテレビを見ていいのだろうかとか思う日が毎日続き、精神的につらかった。
- ・友達からまた休んでいると思われていることなど現実から逃避したくなる。
- ・外出したら誰かに会うかもしれないなど周りの視線が怖く、外に出ない時期があった

4. 彦根市にお願いしたいこと、変えてってもらいたいこと

- ・高校受験のプレッシャーをかけないでほしい。
- ・学校に自動販売機を設置。
- ・服装検査や校則が厳しすぎる。(携帯電話、スマホを学校でも禁止にしない。)
- ・先生のおかしな点は注意して欲しい。
- ・給食をもっとおいしく。
- ・修学旅行私服で行けるようにしてほしい。
- ・授業で発表があるのがいやなので、やめてほしい。

5. 将来の夢

- ・スポーツ選手、お花屋さん、介護士とか保育士、香水を作るお仕事、イルカトレーナー
花火師、海外に住みたい、は虫類カフェやふくろうカフェの店員さん、動物の殺処分なくしたい

3 第2期計画の進捗状況の評価

第2期について、次の2つの視点に基づく点検・評価を行いました。

達成状況 評価	◇第2期計画で設定した指標について、令和5年度（2023年度）の実績値が計画値に達しているかを把握し、これを基礎データとした評価を行いました。
進捗状況 評価	◇第2期計画で掲載した施策や事業ごとに、それぞれの担当課により取組の実施状況を以下の3段階で評価し、これを基礎データとした評価を行いました。 1. 計画どおりに実施 2. 一部実施 3. 未実施

（1）達成状況評価

第2期計画の目標指標の達成状況は、以下のとおりです。 ◎は重点目標

分野と指標		現況値	目標値	実績値		
		平成30年度 (2018)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)	達成率 (%)	達成 状況
1 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり						
◎彦根市子ども・若者総合相談窓口 の相談者数	延べ人数	590 人	800 人	827 人	100.0%	○
	実人数	70 人	100 人	103 人	100.0%	○
博物館体験学習参加実人数		5 人	80 人	87 人	100.0%	○
子ども文芸作品応募数		5,093 点	7,000 点	6,590 点	94.1%	△
図書館の未就学児の登録者数		840 人	1,000 人	687 人	68.7%	▼
2 子ども・若者の育ちにに応じたまちづくり						
地域子育て支援センターの整備		3 か所	4 か所	4 か所	100.0%	○
保育所待機児童の解消		29 人	0 人	1 人	0.0%	△
利用児童数(2号、3号)		2,739 人	3,057 人	2,706 人	88.5%	▼
保育士数		719 人	834 人	808 人	96.9%	△
児童生徒の全国学力学習状況調査における正答率の全国平均との差(小学校)		-1.1%	0.6%	-0.9%	98.1%	▼
児童生徒の全国学力学習状況調査における正答率の全国平均との差(中学校)		-1.8%	0.6%	-2.9%	94.7%	▼
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点(小5男子)		55.24 点	56.00 点	52.68 点	94.1%	▼
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点(小5女子)		56.30 点	57.00 点	52.29 点	91.7%	▼
◎彦根市子ども・若者支援地域協議会実務者会議の参加団体・機関等数		31 団体	40 団体	39 団体	97.5%	△
3 みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり						
家庭相談件数(実人数)		766 件	947 件	967 件	100.0%	○
ひとり親家庭への就労支援による就職件数		14 件	20 件	8 件	40.0%	▼
◎地域での子どもの居場所の整備(学べる場・子ども食堂)		9 か所	24 か所	27 か所	100.0%	○
4 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり						
夜9時までに寝ている3歳児の割合		54.6%	59.0%	51.3%	86.9%	▼

分野と指標		現況値	目標値	実績値		
		平成30年度 (2018)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)	達成率 (%)	達成 状況
	むし歯のない3歳児の割合	84.7%	90.0%	92.6%	100.0%	○
	小学校区単位で結成される自主防犯活動団体結成数	13 団体	17 団体	13 団体	76.5%	□
	子ども110番の家の設置数	2,069 か所	2,236 か所	2,067 か所	92.4%	▼
	◎養育支援訪問件数	1,253 件	1,549 件	1,490 件	96.2%	△
	乳児家庭全戸訪問率	98.0%	100.0%	96.4%	96.4%	▼
5 すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり						
	家庭支援推進保育士の配置	11 園	13 園	13 園	100.0%	○
	就学援助認定基準の拡大	生活保護の 基準の 1.2 倍	拡大	生活保護の 基準の 1.2 倍	-	□
	スクールソーシャルワーカーの配置	1 名	2 名	3 名	100.0%	○
	【再掲】◎地域での子どもの居場所の整備（学 べる場・子ども食堂）	9 か所	24 か所	27 か所	100.0%	○
	若者の居場所の整備	2 か所	3 か所	4 か所	100.0%	○
	ひとり親家庭の子どもに対する学びと食の支援 による居場所参加人数	12 人	16 人	10 人	62.5%	▼
	子育て短期支援事業受入施設数	4 か所	6 か所	8 か所	100.0%	○
	自立支援教育訓練給付・高等職業訓練促進給付 金受給者数（のべ人数）	21 人	52 人	37 人	71.2%	△
	ひとり親家庭向け市営住宅の募集	1 件/年間	1 件/年間	1 件/年間	100.0%	○
	【再掲】◎彦根市子ども・若者支援地域協議会 実務者会議の参加団体・機関等数	31 団体	40 団体	39 団体	97.5%	△
	◎地域資源を掘り起こし、育成する体制の構築	整備	構築	整備	-	□
6 教育・保育環境の整備						
	利用者支援事業実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	100.0%	○
	放課後児童クラブ受入児童数	1,393 人	1,543 人	1,572 人	100.0%	○
	【再掲】子育て短期支援事業受入施設数	4 か所	6 か所	8 か所	100.0%	○
	【再掲】乳児家庭全戸訪問の訪問割合	98.0%	100.0%	96.4%	1.0%	▼
	【再掲】養育支援訪問件数	1,253 件	1,549 件	1,490 件	96.2%	△
	【再掲】地域子育て支援センターの整備	3 か所	4 か所	4 か所	100.0%	○
	保育所における一時預かり事業の実施	15 園	18 園	17 園	94.4%	△
	病児・病後児保育事業の利用人数	564 人	660 人	951 人	100.0%	○
	ファミリー・サポート・センター提供会員の確保	181 人	194 人	154 人	79.4%	▼
	妊婦健康診査 受診回数	10,851 回	13,300 回	8,230 回	61.9%	▼
計画目標値の達成率					89.8%	

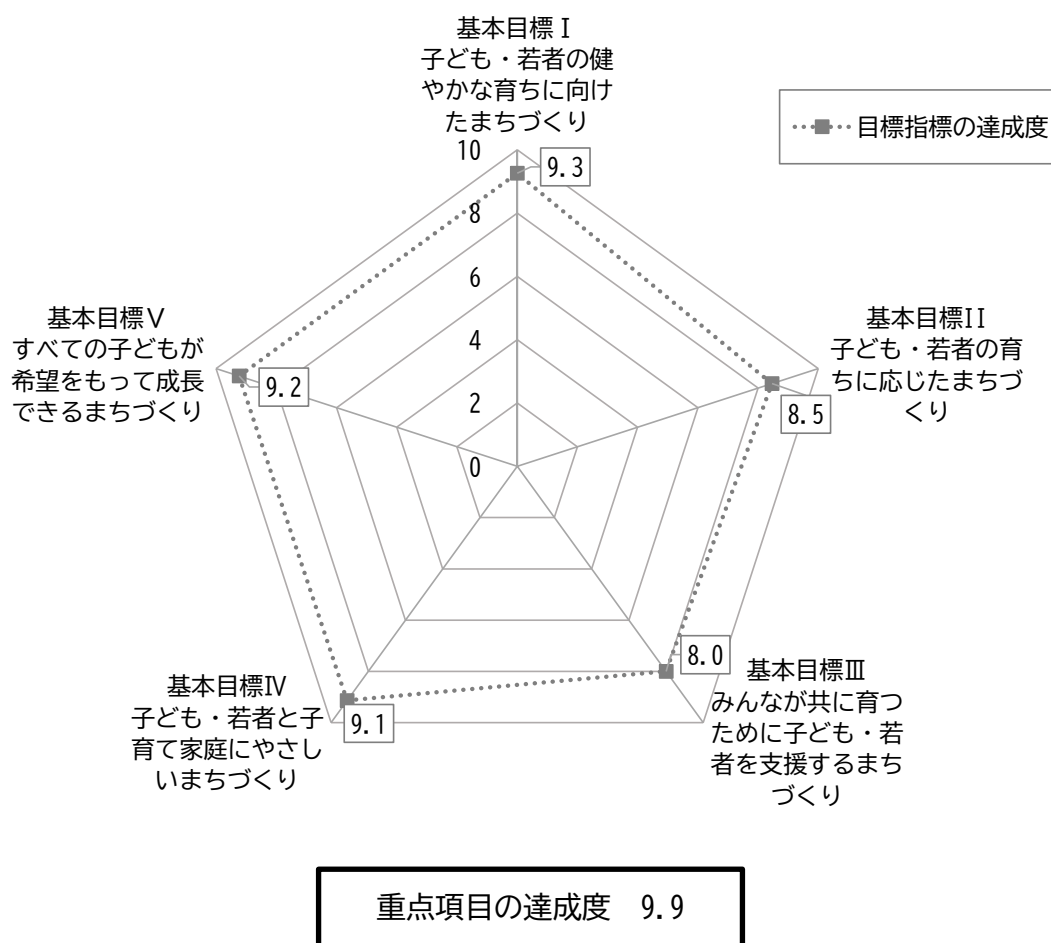
※達成率は、（令和5年度状況÷目標値）を％で表したものです。また、100％を超える場合は、100％
としています。計算式が異なる場合は「－」としています。

※達成状況は、目標値が達成できた場合は○、目標値は達成できなかったが現況値よりも改善された
指標は△、現況値から変更が無かった指標は□、現況値よりも後退した指標は▼としています。

基本目標別の目標指標の達成度について、100%を10点に換算すると、「基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり」が9.3で最も高くなっています。

また、7つの重点項目のうち、数値評価ができる6項目の達成度は、9.9と極めて高い達成率となっています。

※例：（基本目標Ⅰの目標指標の達成度＝◎彦根市子ども・若者総合相談窓口の相談者数（100%）
 ＋彦根市子ども・若者総合相談窓口の相談者数（100%）＋博物館体験学習参加実人数（100%）
 ＋子ども文芸作品応募数（94.1%）＋図書館の未就学児の登録者数（68.7%））÷4×10＝9.3



(2) 施策の進捗評価

① 基本目標の進捗評価

【参考】「取組の進捗度」の基準

○ 具体の評価に当たっては、すべての施策・事業の取組について3つの評価基準で点数化。

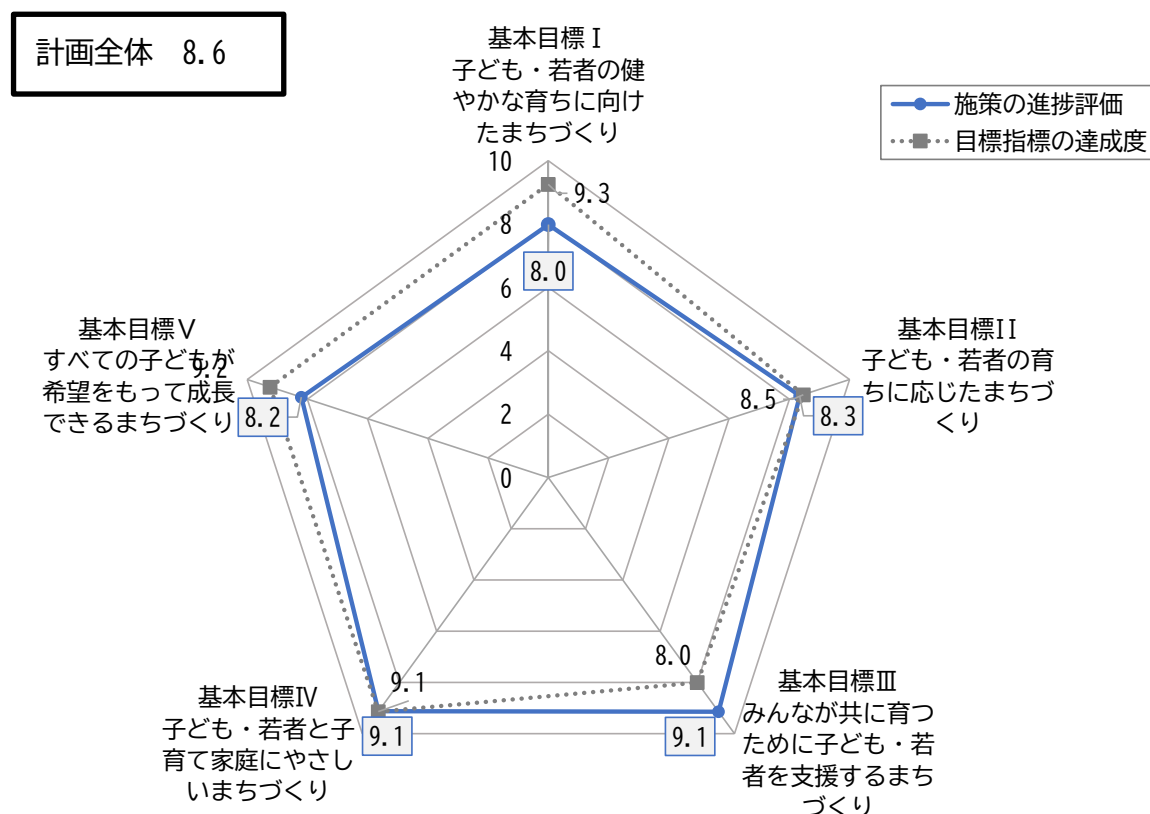
※ 1：計画通りに実施＝10点 2：一部実施＝5点 3：未実施＝0点

○ さらに、5つの基本目標や16の基本施策といった、上位の枠組みごとに平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。

第2期計画全体の評価は8.6となり、概ね計画どおりの進捗であると評価できます。

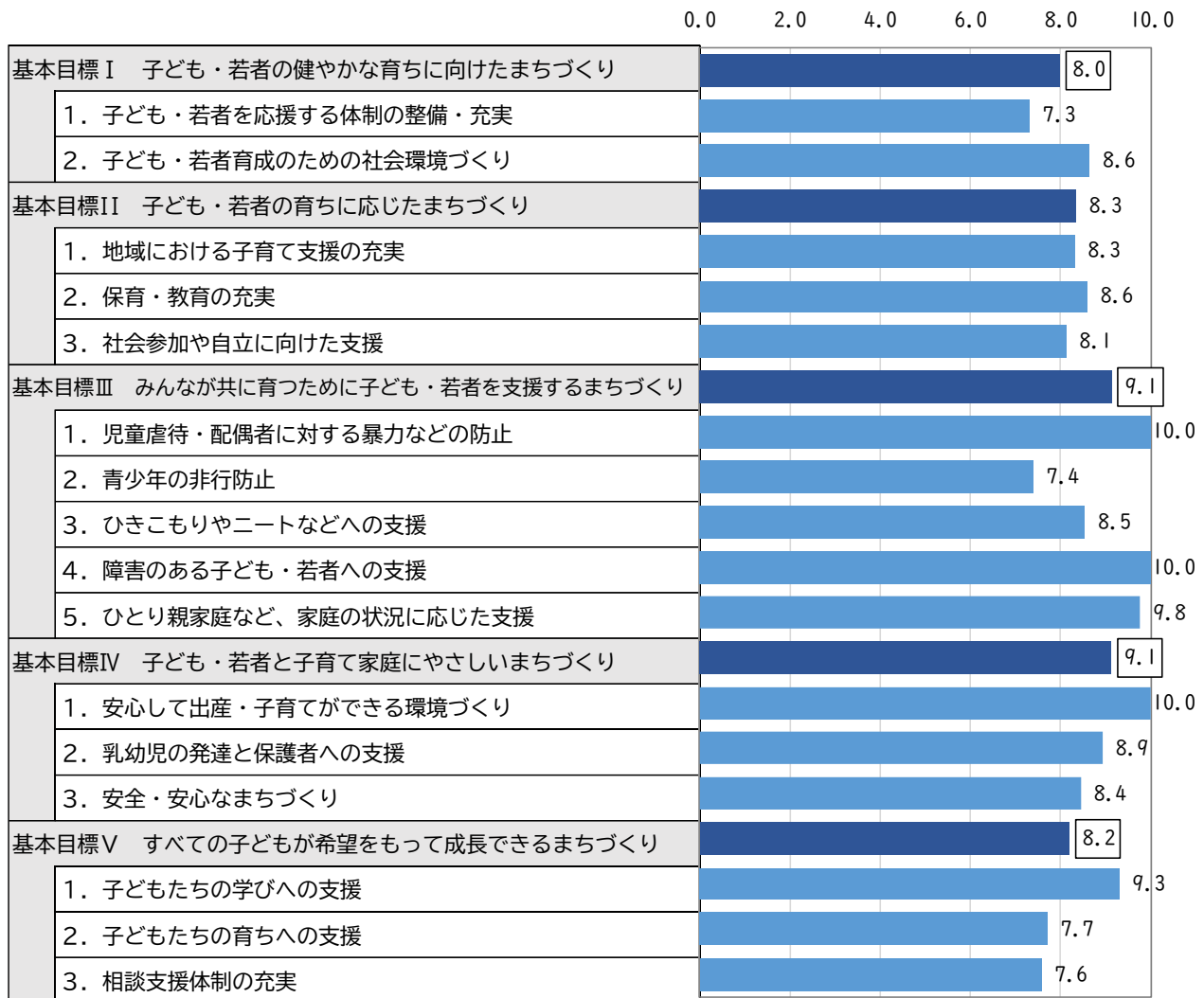
基本目標ごとにみると、最も評価が高いのは「基本目標Ⅲ みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり」と「基本目標Ⅳ 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり」が9.1となっています。

目標指標の達成度との関係性をみると、目標指標の達成度が9.3と最も高い「基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり」は、進捗評価が最も低い8.0となっています。



② 基本施策の進捗評価

基本目標と基本施策ごとの評価結果は以下のとおりです。



基本施策の評価については、最も低い施策は、「基本目標Ⅰ 1. 子ども・若者を応援する体制の整備・充実」の7.3点となっています。

4 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く課題

本計画の策定にあたり、統計データや令和5年度（2023年度）に実施したアンケート調査の結果に基づく市民のニーズ等を踏まえ、本市の子どもや子育て家庭を取り巻く課題を整理しました。

子どもの意識調査からの課題は今後追加

課題1 妊娠、出産、育児期までの切れ目のない支援体制の構築

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近に相談できる相手がいないなど、子育てに不安を抱える家庭が多い傾向があります。本市の6歳未満の子どものいる世帯も、8割以上が核家族世帯となっています。

就学前児童、小学生児童調査では、『不安や負担を感じる』が就学前では55.2%、小学生では55.9%と多くなっています。また、子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手や場所については、「いない／ない」が、就学前では3.6%、小学生では4.4%みられます。子育て支援情報の更なる充実や気軽に相談できる体制づくりなどを求める意見が出されています。

妊娠中から産後までの時期は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期で、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなったりするなど母親の孤立化等のリスクが高まる傾向がみられます。育児に対する困難感や不安感等が高い母親を早期に発見し、早期に支援していくため、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組みの構築が求められています。

課題2 子育て家庭が安心して子育てできる環境の整備

○保育ニーズへの対応について

本市の有配偶の女性の就業率は、全国や県に比べ高くなっており、就学前児童調査からも、保育ニーズの高まりがうかがえ、一時預かりまたは緊急時のサポートなどを求める意見も多く、様々な状況に応じたサービスの提供が求められます。

乳幼児期は心身の発達に大きな影響を与える時期であることから、良好な保育環境において、子どもの発達段階に応じた遊びや保育、学びへの支援などが行われるよう取組を進めるとともに、子どもと直接関わる幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図り、教育・保育の質を高めていく必要があります。

○放課後等の居場所について

就学前児童、小学生児童調査では、就学前児童の保護者の4割、小学生保護者の両親ともフルタイムの世帯では、7割が低学年のうち放課後を放課後児童クラブで過ごさせたいと考えており、小学生保護者は、前回（平成30年度（2018年度）調査）に比べ大きく増加しています。

また、近年、子どもが巻き込まれる事件・事故が多発している状況の中で、すべての就学児童が、安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後等の子どもの居場所の確保や、地域の協力を得ながらさまざまな人々と触れ合いつつ成長できるような環境づくりを行っていく必要が

あります。

課題3 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援

子どもの貧困、いじめ問題、虐待や自殺など、子どもを取り巻く状況は複雑になっています。

また、市の不登校児童数は、全国や滋賀県の割合に比べ高く、年々増加しており、施策の進捗も不十分の状況が見られます。誰一人取り残されない学びの保障のためにも、不登校児童生徒等の早期発見・早期支援や学びの継続が重要です。

若者の意識調査では、将来には夢も希望もない若者が増えており、自らの将来を創り出す力を培う手法が課題となります。

困りごとがある割合は減っているものの、悩みがあっても相談しない割合は増加しており、若者の悩みや心配ごと、困っていることに対応していくために必要だと思える相談体制については、「親身に聴いてくれる相談体制」や「無料で相談できる相談体制」が求められています。

すべての子ども・若者が生きる力を身に付け、自分の人生を主体的に選択できるように、様々な悩みを持つ子ども・若者を支援するためにも、学校教育をはじめ、健康、就職など様々な分野で、ライフステージ別の切れ目のない相談や支援を総合的に行うことが重要です。

課題4 特別な配慮を必要とする子どもと家庭への支援

○子どもの貧困の解消に向けた対応

子どもの生活に関する調査では、何らかの生活困難を抱える世帯では、基本的な生活習慣である「朝食を食べる頻度」「起床・就寝時間」「病院の受診」などが、その他の世帯の子どもに比べ、できていない状況がみられます。そのため困難を抱えている家庭の子どもをはじめ、全ての子どもの健やかな成長を支えるため、学校を窓口とし、相談体制を充実させ、育ちの支援に取り組む必要があります。

また、何らかの生活困難を抱える世帯では、習い事など学校以外の学びの機会についてもそれ以外の世帯の子どもと比較して少ない結果が出ており、保護者の希望する学歴も大学等の進学先の割合は、その他の世帯に比べ低い状況がみられます。家庭環境や経済的な状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけ、学習ができる環境づくりや、希望に応じた進学ができるよう相談や学習支援、経済的支援が必要です。

○虐待やいじめ、ヤングケアラーなどの権利侵害を防止

本市で、令和4年度（2022年度）に実施した「小・中学生の生活についてのアンケート調査」からは、週3日以上お世話している家族がいる小・中学生は1割弱となっており、学校の欠席、遅刻・早退などをする割合のほか、宿題ができていなかったり、忘れ物が多くなったりする割合が高くなっているなど、生活等への影響がみられました。また、お世話そのものの支援よりも、寄り添う支援が求められています。

そのため、福祉・介護・教育等、様々な観点からのフォローや対応に係る周知や啓発を行っていく必要があります。

本市における児童虐待の通告受理件数は、年度により増減はありますが、概ね50件程度となっています。いじめや虐待、ヤングケアラーなどは子どもの権利侵害であるという認識を周知し、困難な

状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したりすることなく、安全に安心して暮らすことができる体制づくりが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念とは、この計画の推進を通じて実現を目指す将来のまちの姿であり、この計画における最終目標となるものです。

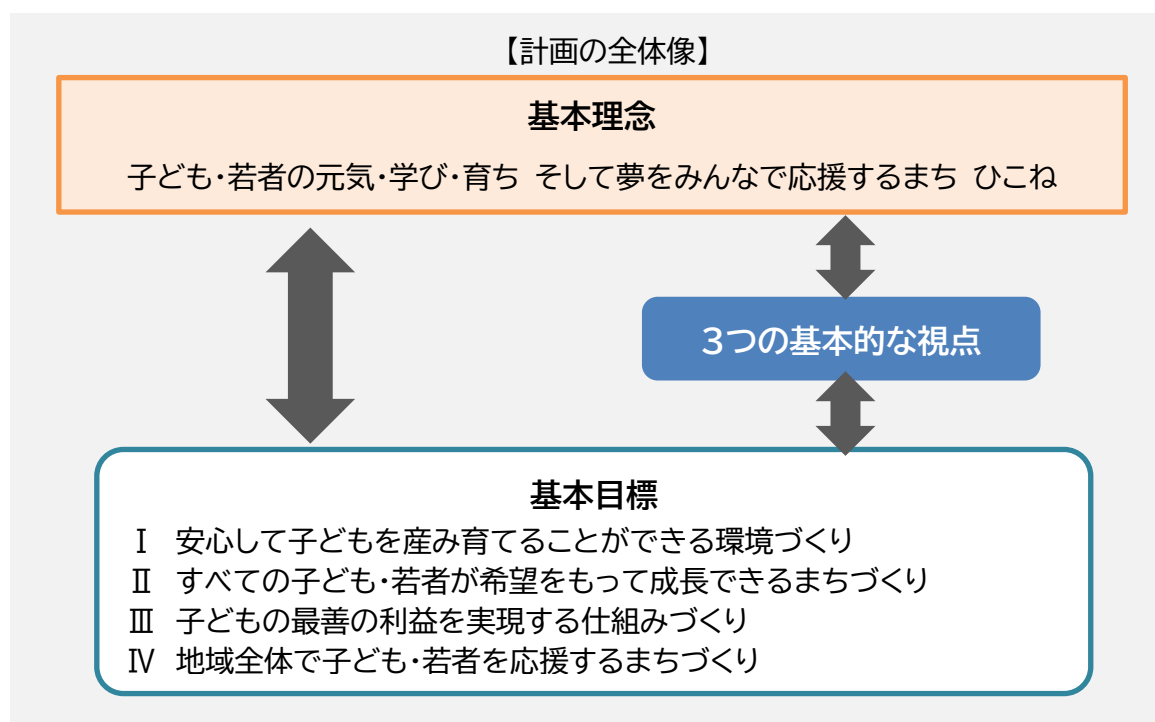
こども基本法及びこども大綱では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、子ども・若者の声を取り入れながらめざしていくことが求められています。

本計画では、次代の社会を担うすべての子ども・若者が、権利を擁護されながら健やかに成長し、置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会を実現するため、第2期計画の基本理念である「子ども・若者の元気・学び・育ち そして夢をみんなで応援するまち ひこね」を継承し、これまで以上に、家庭や地域、保育所・幼稚園、学校、事業所などが子ども・若者の視点に立ち、その権利を十分尊重した上で、子ども・若者を支える社会を構築していきます。

【基本理念】

**子ども・若者の元気・学び・育ち そして夢を
みんなで応援するまち ひこね**

【計画の全体像】



2 基本的な視点

基本的な視点とは、基本理念の実現に向けて、それぞれの施策や具体的な取組みを実行していくときに常に持っておく考え方であり、本計画では次の3つの視点から、各種施策に取り組みます。

視点1 子ども・若者の権利、最善の利益が尊重され自分らしく幸せに生活できる視点

子ども・若者を権利の主体として認識し、「児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）」や「こども基本法」の理念を尊重し、すべての子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、日頃から子どもの声に耳を傾け、子どもの心に寄り添いながら支援を行います。

視点2 子ども・若者や子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援する視点

子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、社会全体でライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

子どもが健やかで安全・安心に成長できる子育て支援や環境づくりに取り組みます。

視点3 子ども・若者が将来に希望を持てるように支える視点

多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って、就労、結婚、子育てを含め自らが望む人生を実現できるよう取り組むとともに、若い世代の生活基盤の安定を図ります。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を定め、諸施策の取組を推進します。

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

福祉・保健・医療の関係機関などとの連携により、妊娠早期からの健康管理・指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような保健医療提供体制を推進します。

学齢期・思春期の子どもたちが、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促すために、家庭と連携した保健教育を推進します。

また、固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、男女ともに仕事と家庭・子育ての両立を支援する地域づくりを進めます。

基本目標Ⅱ すべての子ども・若者が希望をもって成長できるまちづくり

すべての子ども・若者が、社会的に自立し、希望をもって活躍していく社会の実現のため、一人ひとりの子ども・若者の確かな学力や豊かな人間性、健康と体力などの向上に努め、生きる力の育成を支援します。

また、自分の生き方や進路を主体的に考えて選択し、社会の一員としての自覚をもって職業的に自立し、将来の生活を見通せるよう支援します。

ひきこもりやニート、生活困窮などに陥った若者の複雑化・深刻化する問題や悩みに対して、柔軟に対応できる相談支援を充実します。

基本目標Ⅲ 子ども・若者の最善の利益を実現する仕組みづくり

すべての子ども・若者の最善の利益が実現されるよう、子ども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障します。そのため、子ども・若者が、発達・成長の度合いに応じて意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

貧困、虐待、いじめ等、困難な状況に置かれている子どもや若者、子育て世帯を誰一人取り残さず、良好な成育環境を確保し全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにきめ細やかな支援を行います。

また、ひきこもりやニート、生活困窮などに陥った若者に対して、属性や環境により複雑化・深刻化する問題や悩みに対して、柔軟に対応できる相談支援を充実します。

基本目標Ⅳ 地域全体で子ども・若者を応援するまちづくり

子どもの発達と学びの連続性をもたせ、ライフステージに応じた子育て支援を展開するとともに、子どもや子育て家庭、若者に関する情報提供や相談支援の充実に向けて、相談窓口の活用促進や地域子育て支援拠点の機能強化を図ります。

子ども・若者や子育て家庭が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぎ、安心して快適に暮らすことができるよう、家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協働し、身近な地域においてすべての子どもや子育てを見守り、支えあうための包括的ネットワークを構築します。

みんなに応援されて育った子どもたちが、将来、地域社会に芽生える新しい命を応援する若者・大人に成長していけるよう、支え合い・助け合いの輪が広がるまちづくりをめざします。

基本目標と各計画の対応関係

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

⇒「母子保健計画」「次世代育成支援行動計画」「こども計画」

基本目標Ⅱ すべての子ども・若者が希望をもって成長できるまちづくり

⇒「子ども・子育て支援事業計画」「市町村子ども・若者計画」
「次世代育成支援行動計画」「こども計画」

基本目標Ⅲ 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり

⇒「次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・若者計画」
「子ども・子育て支援事業計画」「ひとり親家庭等自立促進計画」
「子どもの貧困対策計画」「こども計画」

基本目標Ⅳ 地域全体で子ども・若者を応援するまちづくり

⇒「次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・若者計画」
「子ども・子育て支援事業計画」「こども計画」

4 施策体系

基本目標		基本施策	施策の方向
児期（学童期・思春期）	Ⅰ 安心して子どもを産み 育てることができる 環境づくり	1. 安心して出産・子育てができる環境づくり	①妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援 ②不妊への支援 ③身近で安心できる医療の充実
		2. 親子の健康への支援	①乳幼児の発達への支援 ②保護者への支援 ③学齢期・思春期のこころと体の健康づくり
		3. 共働き・子育ての推進	①家庭・企業・事業所に対する啓発
幼児期・学童期・思春期、青年期	Ⅱ すべての子ども・若者が希望をもって成長できるまちづくり	1. 幼児期の保育・教育の充実	①就学前の保育・教育の充実 ②保育・教育環境の整備 ③多様な保育サービスの充実
		2. 学校教育の充実	①確かな学力の育成 ②学校教育環境の整備 ③子どもの生きる力の育成に向けた教育の充実
		3. 次世代の子どもたちの健全育成支援	①放課後児童の健全育成 ②福祉関連機関などとの連携 ③地域での学習支援、就学の支援 ④図書館や子どもセンターなどの充実
		4. 社会参加や自立に向けた支援	①子ども・若者への就労支援の充実 ②社会参加や自立に向けた意識づくり ③ひきこもりへの支援 ④ニート・フリーターへの支援
すべての成長過程	Ⅲ 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり	1. 児童虐待・配偶者に対する暴力などの防止	①児童虐待の防止と対応 ②配偶者に対する暴力の防止と対応
		2. 青少年の非行防止	①青少年の非行防止 ②有害環境や遊技場などへの対策
		3. 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実	①障害のある子ども・若者などへの支援 ②障害のある子どもへの発達支援 ③外国にルーツを持つ子ども・若者、その家庭への支援
		4. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	①子どもの貧困問題への対応 ②ひとり親家庭への支援 ③子育ての経済的負担への支援 ④保護者の就労支援・学び直し
		5. いじめや不登校等への対応	①いじめなど問題行動への対応 ②不登校への支援
		6. 子どもの権利を保障する取り組みの推進	①社会参画や意見表明の機会の充実 ②すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取り組みの推進
すべての成長過程	Ⅳ 地域全体で子ども・若者を応援するまちづくり	1. 子ども・若者を応援する体制の整備・充実	①子ども・若者支援のネットワークづくり ②家庭と子ども・若者を応援する地域づくり ③みんなで子ども・若者を育てるまちづくり ④相談体制の整備・充実 ⑤市民への周知・啓発
		2. 子ども・若者育成のための環境づくり	①子ども・若者が参加するまちづくり ②安全・安心な地域づくり ③子どもたちの居場所づくり
		3. 地域における子育て支援の充実	①地域の子育て支援サービスの充実 ②家庭・地域の子育て力の向上

第4章 施策の展開

今後追加

第5章 量の見込みと確保方策

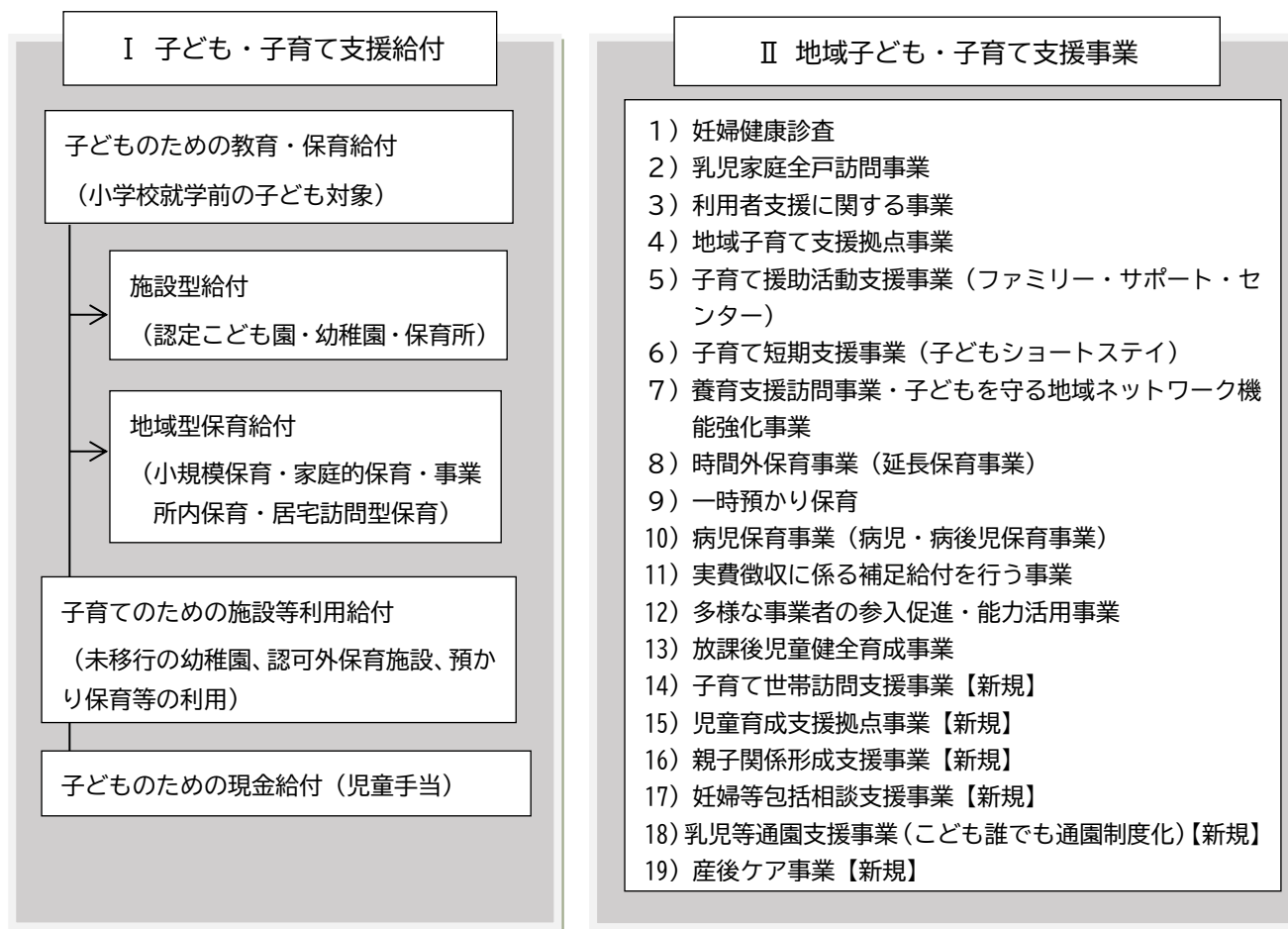
○子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、第3期計画では今までの地域子ども・子育て支援事業(13事業)に追加して、新たに6つの事業に取り組んでいくとされています。

【制度における給付・事業の全体像】



(2) 対象となる施設・事業

① 子どものための教育・保育給付（教育・保育施設）

施設種別	教育・保育 給付認定	利用できる保護者	対象となる 子ども	内 容
幼稚園	1号	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育所	2・3号	就労・介護などの理由により家庭で保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を行います。 0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	1号	制限なし	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設です。0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。
	2・3号	就労・介護などの理由により家庭で保育ができない保護者		

② 地域型保育（地域型保育給付）

地域型保育は、市の認可事業として、待機児童の多い0歳児から2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どものだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育 （障がい児向け）	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育 （待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

③ 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	月額上限 2.57 万円まで無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外（無認可）保育施設	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、月額上限 3.7 万円まで無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、上限月額 3.7 万円まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化。

④ 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

本市の教育・保育提供区域は、以下のように設定します。

【彦根市の教育・保育の提供区域】

本市における「教育・保育提供区域」を設定するにあたり、小学校区（17区域）・中学校区（7区域）では、各区域が小さく、「量」の見込みは可能であっても、各区域で提供施設やサービス、児童人口に差が見られること、また、区域を超えた施設やサービスの利用も見られるなど、各区域内において「量」の調整や確保が難しいことが考えられます。そのため、今後も安定した教育・保育事業を展開するためには、ある程度集約された施設整備状況及び人口単位をもとに設定する必要があることから、本市では市全域を1つの区域として設定しました。

2 子どもの将来人口推計

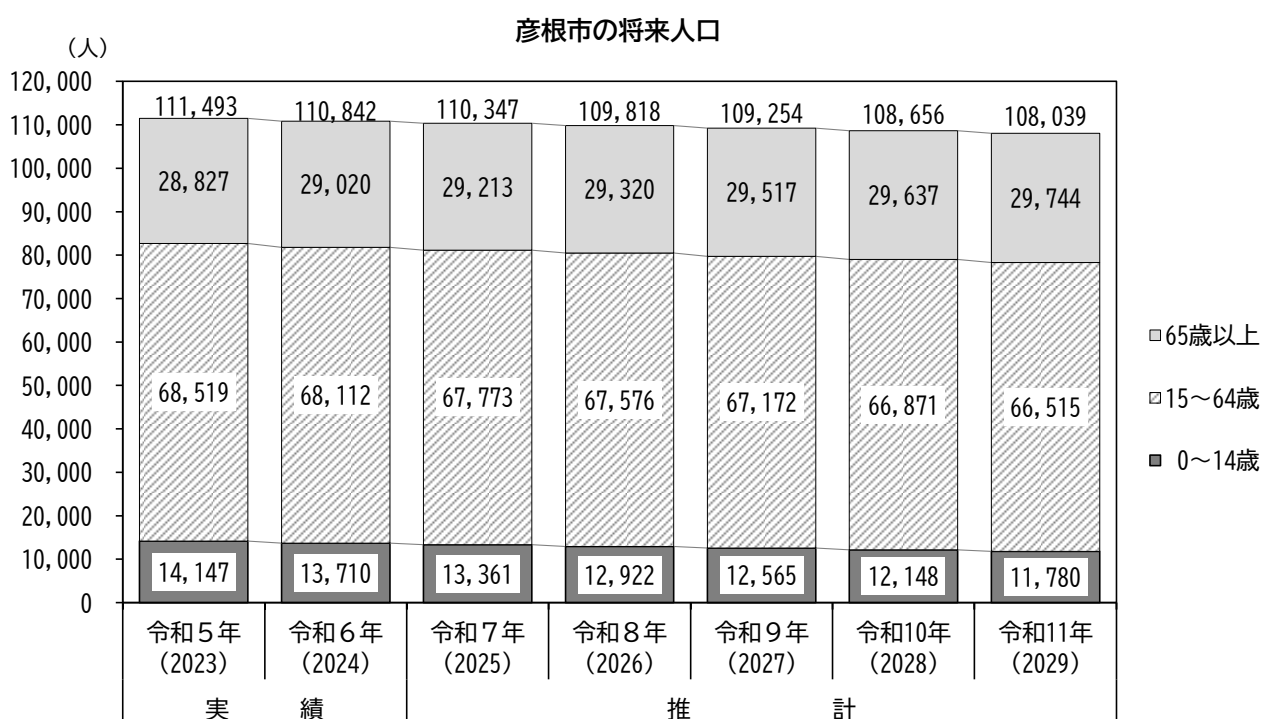
<推計方法>

平成31年(2019年)から令和6年(2024年)の住民基本台帳(各年3月末)における6年間の実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

1. 彦根市の将来の子ども人口の推計

(1) 彦根市の将来人口

彦根市の総人口は今後も減少し、令和6年(2024年)の110,842人から令和11年(2029年)には108,039人にまで減少する見込みです。



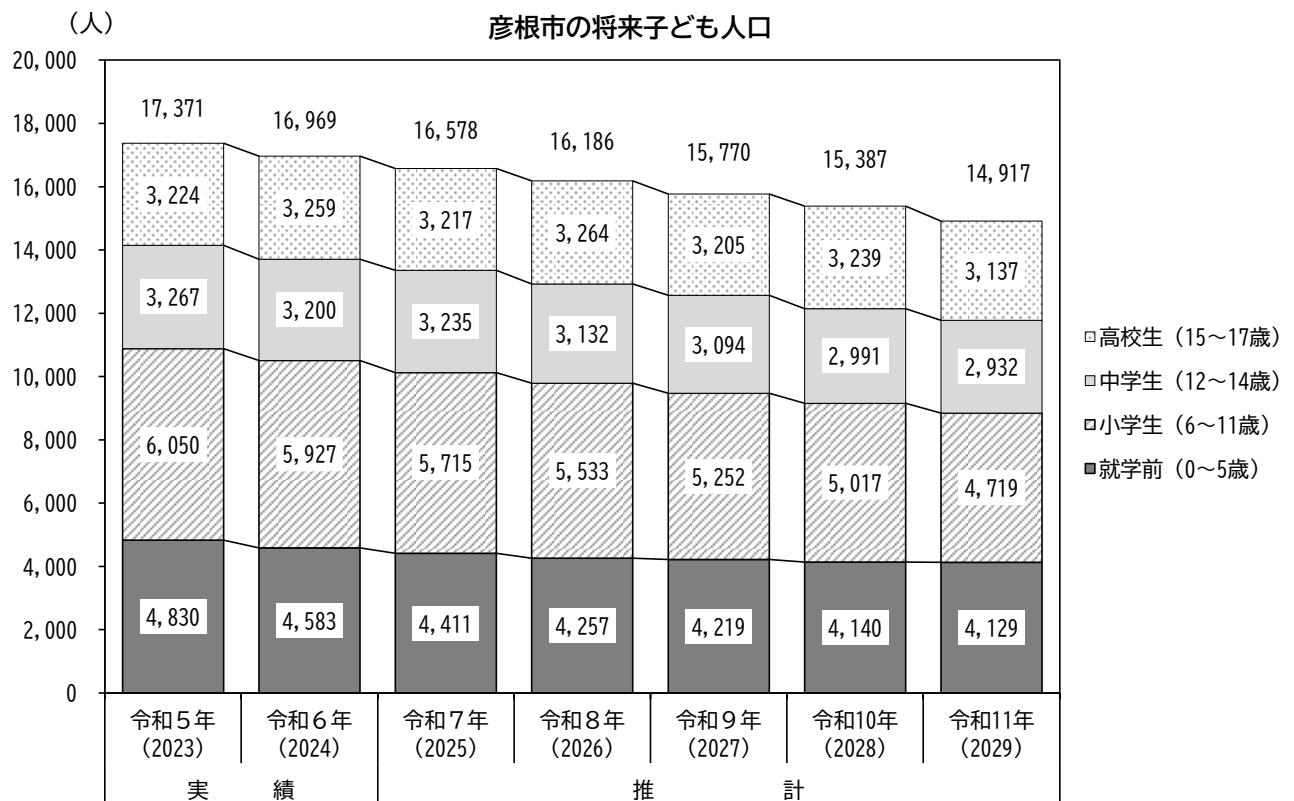
	実績		推計				
	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和9年(2027)	令和10年(2028)	令和11年(2029)
総数	111,493	110,842	110,347	109,818	109,254	108,656	108,039
0~14歳	14,147	13,710	13,361	12,922	12,565	12,148	11,780
15~64歳	68,519	68,112	67,773	67,576	67,172	66,871	66,515
65歳以上	28,827	29,020	29,213	29,320	29,517	29,637	29,744
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0~14歳	12.7%	12.4%	12.1%	11.8%	11.5%	11.2%	10.9%
15~64歳	61.5%	61.4%	61.4%	61.5%	61.5%	61.5%	61.6%
65歳以上	25.9%	26.2%	26.5%	26.7%	27.0%	27.3%	27.5%

※実績は住民基本台帳(各年3月末時点)

(2) 彦根市の将来子ども人口（0～17歳）

彦根市の0～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和6年（2024年）の16,969人から令和11年（2029年）には14,917人と、5年間で2,052人減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、4,583人から4,129人と454人の減少、小学生（6～11歳）については5,927人から4,719人と1,208人の減少、中学生（12～14歳）については3,200人から2,932人と268人の減少、高校生（15～17歳）については3,259人から3,137人へと122人の減少が、それぞれ見込まれます。



	実績		推計				
	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
子ども人口	17,371	16,969	16,578	16,186	15,770	15,387	14,917
就学前（0～5歳）	4,830	4,583	4,411	4,257	4,219	4,140	4,129
0歳	690	668	730	718	706	696	686
1歳	779	697	671	733	721	709	699
2歳	733	768	688	662	723	711	699
3～5歳	2,628	2,450	2,322	2,144	2,069	2,024	2,045
小学生（6～11歳）	6,050	5,927	5,715	5,533	5,252	5,017	4,719
低学年（6～8歳）	2,926	2,838	2,730	2,608	2,414	2,287	2,111
高学年（9～11歳）	3,124	3,089	2,985	2,925	2,838	2,730	2,608
中学生（12～14歳）	3,267	3,200	3,235	3,132	3,094	2,991	2,932
高校生（15～17歳）	3,224	3,259	3,217	3,264	3,205	3,239	3,137
子ども人口の 対人口比	15.6%	15.3%	15.0%	14.7%	14.4%	14.2%	13.8%

※実績は住民基本台帳（各年3月末時点）

- 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策
- 4 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みと確保方策
- 5 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

第6章 指標

第7章 計画の推進に向けて

資料編

- 1 調査結果の総括と課題
- 2 彦根市子ども・若者会議条例
- 3 彦根市子ども・若者会議委員名簿
- 4 彦根市子ども・若者プラン策定経過
- 5 用語解説